

地理空間情報の活用における
個人情報の取扱いに関するガイドライン
(測量成果等編)

平成 23 年 9 月

(令和 5 年●月一部改正)

国土地理院

改正履歴

年月日	主な改正内容
平成 23 年 9 月	— (初版公開)
令和 4 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初版策定からの個人情報保護法制の見直しに対応し、ガイドラインの記載、参照条文等を見直し。 ・ 令和 3 年個人情報保護法改正に伴う今回の改正では、個人情報保護法別表第 2 に掲げる法人（従来は独立行政法人等個人情報保護法の適用対象となっていた法人のうち、改正後の個人情報保護法において個人情報取扱事業者に該当することとなった法人であり、国立研究開発法人、国立大学法人等が主な例）を本ガイドラインの対象外とする。 ・ 令和 3 年個人情報保護法改正に伴い、個人情報保護法制の適用される範囲における保有個人情報の提供可否等の判断指針・判断フローを見直し。 ・ 初版で記載されている巻末の参考図集のうち、地方公共団体の事例の一部を削除。個人情報保護法の地方分の改正が施行後に見直しをすることとする。
令和 5 年●月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 3 年個人情報保護法改正の地方分が令和 5 年 4 月 1 日に施行されたことに伴う記述の修正を実施。 ・ 令和 4 年 11 月の本ガイドラインでは対象外とした個人情報保護法別表第 2 に掲げる法人を再び対象内とすることに伴い記述を追加。 ・ 三次元点群測量等の近年普及が進んでいる高精度な測量手法に伴い得られる測量成果等に関する個人情報の取扱いの記述を追加。

目次

1. 目的	1
1.1. 目的及び適用範囲	1
1.2. 本書の位置づけ（性格）	1
1.3. 改正版の目的	2
2. 本書の読み方	3
2.1. 用語の定義及び関連法令の概要	3
2.2. 本書の構成、使い方	9
3. 地理空間情報の利用・提供と個人情報保護法の規律	10
3.1. 行政機関等への該当性の判断	12
3.2. 保有個人情報への該当性の判断	12
3.3. 保有個人情報の利用目的の範囲を踏まえた利用・提供の判断	17
3.4. 仮名加工情報、匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報、個人関連情報について	22
3.5. 統計情報に関する判断	22
3.6. 保有個人情報に係るその他の留意点	23
3.7. 地方公共団体における留意点	24
3.8. 法別表第2に掲げる法人等における地理空間情報の利用・提供と個人情報保護法の規律	26
3.9. プライバシー保護に関する考え方	27
4. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方	32
4.1. 地図	32
4.2. 空中写真・衛星画像・地上写真等・点群データ	40
5. 地理空間情報の利用・提供に鑑みた段階別の個人情報等の適正な取扱いのための方策	48
5.1. 整備段階における方策	49
5.2. 管理段階における方策	51
5.3. 利用・提供段階における方策	53
6. その他	58
6.1. 参考となるその他ガイドライン等	58
6.2. 本ガイドラインの見直し	59
■参考資料 法別表第2に掲げる法人等に適用される個人情報保護法の規律	61
■Q & A集	68
■ガイドライン逆引き	77
■参考図集	78

1. 目的

1.1. 目的及び適用範囲

国や地方公共団体は、それぞれの行政目的に応じて様々な地理空間情報を整備・保有しており、その中には行政の他部局や社会一般にとっても有用な情報が多く含まれている。誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使ったり、高度な分析に基づいた確かな情報を入手し行動できる「地理空間情報高度活用社会」を実現するにはこれらの地理空間情報の活用推進を図ることが重要である。このような中、平成 20 年に策定された地理空間情報活用推進基本計画（以下「第 1 期計画」という。）において、「地理空間情報の提供と二次利用を進めるためには、情報を保有する部局が提供に努めるだけでなく、様々な主体が作成した地理空間情報を円滑に提供・流通させるためのルールを明確にすることが必要である」、「地理空間情報は個人情報を含んでいるケースや、著作権等の知的財産権の対象となっているケースが多いこと、その公開が国の安全に影響を及ぼすおそれもあることから、国民が適切にかつ安心して利用できる地理空間情報の流通のためには、これらの観点等もふまえた情報提供のルールを確立することが必要である」とされたところである。

本ガイドラインは、地理空間情報のうち特に地図や空中写真などの測量成果等について、個人情報保護法制及び測量法など関連法令の遵守の下、個人情報の取扱い方法を明確にし、測量成果等の活用推進と個人の権利利益の保護の両立を図ることを目的とするものである。なお、本ガイドラインが取り扱う対象は、地理空間情報のうち、国及び地方公共団体等が整備・提供等を行う測量成果等とする。

1.2. 本書の位置づけ（性格）

地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）（以下、「基本法」という。）では、地理空間情報の活用の推進における基本理念の一つとして、「地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、地理空間情報の流通の拡大に伴い、個人の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮されなければならない」とし、国及び地方公共団体は、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、個人情報の保護のためのその適正な取扱いの確保、基盤地図情報の信頼性の確保のためのその品質の表示その他の必要な施策を講ずることが謳われている。

また、第 1 期計画において、地理空間情報を共用し多数のデータを重ね合わせて活用していくためには、地理空間情報を円滑に流通させるためのガイドラインとして、1)個人情報保護の観点から何らかの措置が必要な地理空間情報かどうかの判断指針、2)法令等により開示・閲覧が認められている個人情報を含む地理空間情報の提供の在り方、3)地理空間情報の提供に当たり個人情報の保護のためにとるべき加工措置や提供制限などの措置、4)個人情報を保護しつつ有益な地理空間情報の提供を促進するために必要な、適切な地理空間情報の管理手法を取りまとめて、平成 22 年度までに策定することとされ、平成 22 年 9 月に地理空間情報活用推進会議として「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」（以下「推進会議ガイドライン」という。）を決定した。

本ガイドラインは、個人情報保護法制及び関係法令並びに地理空間情報活用推進会議が策定した推進会議ガイドラインと整合を図り、地理空間情報のうち特に測量成果等の活用推進を意図しており、国、地方公共団体等が所有する地理空間情報のうち代表的な測量成果等の個人情報の取扱いの考え方、利用・提供等を具体的な事例を交えつつ紹介するものである。なお、実際の測量成果等の提供に当たっては、それぞれの国、地方公共団体等が関係法令に従い適切に行うべきものである。

1.3. 改正版の目的

平成 24 年 3 月に策定された第 2 期地理空間情報活用推進基本計画では、個人情報の保護、データの二次利用等への配慮について、国は、地理空間情報の活用における個人情報の取扱い及び二次利用促進に関するガイドラインの普及啓発等に努めるとされた。平成 29 年 3 月に策定された第 3 期地理空間情報活用推進基本計画においては、個人情報の保護、知的財産権の保護等については、地理空間情報の高度化・ユーザーニーズの多様化等に応じてルール等の整備を行うとされている。さらに、令和 4 年 3 月に策定された第 4 期地理空間情報活用推進基本計画では、データ流通における正確性・信頼性の担保、セキュリティ対策等と併せて個人情報の保護のための環境整備を行い、秩序ある地理空間情報の流通・利活用を実現することとされている。

近年、情報化の進展を背景として、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化していることを受けて、新たに「デジタル庁」が創設され、国や地方のデジタル業務改革が強力に推進されている。これに伴い、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大に比例して、大量に集積・利用されるようになってきている個人情報の適正な取扱いに万全を期すため、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下「改正法」という。）」によって、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の大幅な見直しが行われた。この見直しによって、個人情報保護法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）の 3 本の法律を 1 本の法律（個人情報保護法）に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化したほか、個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律も明確化されている。

このような背景を受け、政府は地理空間情報活用推進会議として、平成 22 年に策定した推進会議ガイドラインを改正（個人情報保護法の改正部分のうち、改正法第 51 条による改正に係る部分（地方関係）の施行期日は令和 5 年 4 月 1 日であるため、令和 4 年 6 月、令和 5 年 6 月の二段階で改正を実施）し、新たな推進会議ガイドラインを決定した。

本ガイドラインは、主として公共測量等の測量計画機関及び測量作業機関が、測量成果等の活用推進と個人の権利利益の保護の両立を図ることができるよう、測量作業の実施時や測量成果等を取り扱う際に利用することを想定している。

本改正版は、推進会議ガイドラインと整合を図り、平成 23 年 9 月に策定された「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（測量成果等編）」（以下「平成 23 年測量成果等編ガイドライン」という。）に必要な改正を加えることとしたものである。ただし、本改正版の目的が、地理空間情報のうち特に地図や空中写真などの測量成果等について、個人情報保護法制及び測量法など関連法令の遵守の下、個人情報の取扱い方法を明確にし、測量成果等の活用推進と個人の権利利益の保護の両立を図ることを目的とすることであることは、平成 23 年測量成果等編ガイドラインから変わらない。なお、推進会議ガイドラインと同様に、本改正版についても、令和 4 年 11 月及び令和 5 年●月の二段階で改正した。

なお、本改正版は基本的に令和 5 年●月のガイドライン改正時点の技術水準に基づいた記述である。測量技術は日々進展しているところであり、今後もガイドラインの内容に影響を及ぼすような技術進展があった際には補足や改正を検討する。

2. 本書の読み方

2.1. 用語の定義及び関連法令の概要

2.1.1. 用語の定義

本ガイドラインで使用する主な用語を、以下のよう定義する。

- 【地理空間情報】** 基本法第2条第1項に規定する、以下に示す同条第一号の情報又は同号及び第二号の情報からなる情報をいう。
一 空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報」という。）
二 前号の情報に関連付けられた情報
- 【個人に関する情報】** 氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報。評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。
- 【個人情報】** 個人情報保護法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号を含むもの。
- 【保有個人情報】** 個人情報保護法第60条第1項に規定する、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有するものであり、行政文書等に記録されているものに限るもの。
- 【仮名加工情報】** 個人情報保護法第2条第5項に規定する、個人情報を他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第31条で定める基準に従って加工して得られる個人に関する情報。
- 【匿名加工情報】** 個人情報保護法第2条第6項に規定する、個人情報を特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの。
- 【行政機関等匿名加工情報】** 個人情報保護法第60条第3項に規定する、個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報。

【個人関連情報】	個人情報保護法第 2 条第 7 項に規定する、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの。
【個人情報ファイル】	個人情報保護法第 60 条第 2 項に規定する、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）又は一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（いわゆるマニュアル処理に係る個人情報ファイル）。
【行政機関】	個人情報保護法第 2 条第 8 項の各号に規定する機関。
【独立行政法人等】	個人情報保護法第 2 条第 9 項に規定する、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び個人情報保護法別表第 1 に掲げる法人。
【行政機関等】	個人情報保護法第 2 条第 11 項に規定する、行政機関、独立行政法人等（個人情報保護法別表第 2 に掲げる法人を除く。）、地方公共団体の機関（議会を除く。）、地方独立行政法人（試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、大学等の設置及び管理等を目的とするもの並びに病院事業の経営を目的とするものを除く。）とする。
【法別表第 2 に掲げる法人等】	個人情報保護法第 5 章の規律のうち、個人情報ファイル、開示等（開示、訂正及び利用停止をいう。以下同じ。）及び匿名加工情報に関する規律については行政機関等と同様の規律が適用されるものの、その他の個人情報等の取扱いに関しては個人情報取扱事業者等に対する規定（法第 4 章）が適用される法人、機関又は業務。個人情報保護法第 58 条で規定される、以下の法人、機関又は業務が該当する。 ① 法別表第 2 に掲げる法人（法第 58 条第 1 項第 1 号） ② 独立行政法人労働者安全機構の行う業務のうち病院の運営（同条第 2 項第 2 号） ③ 地方独立行政法人のうち、試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、大学等の設置及び管理等を目的とするもの並びに病院事業の経営を目的とするもの（同条第 1 項第 2 号） ④ 地方公共団体の機関が行う業務のうち、病院、診療所及び大学の運営の業務（同条第 2 項第 1 号）
【基本測量】	測量法第 4 条に規定する、すべての測定の基礎となる測量

で、国土地理院の行うもの。

- 【公共測量】** 測量法第 5 条に規定する、基本測量以外の測量で次に掲げるものをいい、建物に関する測量その他の局地的測量又は小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量で、政令で定めるものを除く。
- 一 その実施に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施する測量
 - 二 基本測量又は前号の測量の測量成果を使用して次に掲げる事業のために実施する測量で国土交通大臣が指定するもの
 - イ 行政庁の許可、認可その他の処分を受けて行われる事業
 - ロ その実施に要する費用の全部又は一部について国又は公共団体の負担又は補助、貸付けその他の助成を受けて行われる事業
- 【基盤地図情報】** 基本法第 2 条第 3 項に規定する、地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる測量の基準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画その他の国土交通省令で定めるものの位置情報（国土交通省令で定める基準に適合するものに限る）であって電磁的に記録されたもの。
- 【測量成果等】** 測量法第 9 条に規定する「測量成果」と「測量記録」をいう。
- 「測量成果」とは、当該測量において最終の目的として得た結果をいい、「測量記録」とは、測量成果を得る過程において得た作業記録をいう。
- なお、「測量法施行令」別表に「測量成果」と「測量記録」に該当する具体の地理空間情報が記載されているが、本ガイドラインでは、同表の「測量成果」と「測量記録」中の「写真」については、現在地方公共団体等が多く保有する空中写真及び衛星画像のみを取り扱うものとする。
- 【共用システム】** 地方公共団体が利用する情報システムのうち、各部局が共用できる形で地理空間情報を整備し、利用する横断的なシステム。
- 【住所の表記】** 地図などの測量成果等に表記される市町村名、町又は字の名称、街区符号、住居番号、地番などの情報。
- 【空中写真等】** 空中写真及び衛星画像のこと。オルソ画像及び映像を含む。
- 【地上写真等】** MMS の車載カメラ等により取得する測量用の地上写真又

は映像。

- 【点群データ】 三次元点群測量によって得られる三次元の位置座標を有する点群データ。
- 【MMS】 Mobile Mapping System の略。自動車にレーザースキャナー、デジタルカメラ、GNSS 受信機、IMU (慣性計測装置) を搭載し、走行しながら道路周辺の地形・地物等の三次元位置を計測するシステム。
- 【UAV】 Unmanned Aerial Vehicle の略。無人航空機の総称であり、ドローンと呼称される場合もある。デジタルカメラやレーザースキャナー等の計測機器を搭載可能な UAV は測量においても活用が進められている。

なお、個人情報保護法に規定する、個人に関する情報、生存する個人に関する情報、個人情報、保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の関係は図 2-1 のとおりである。

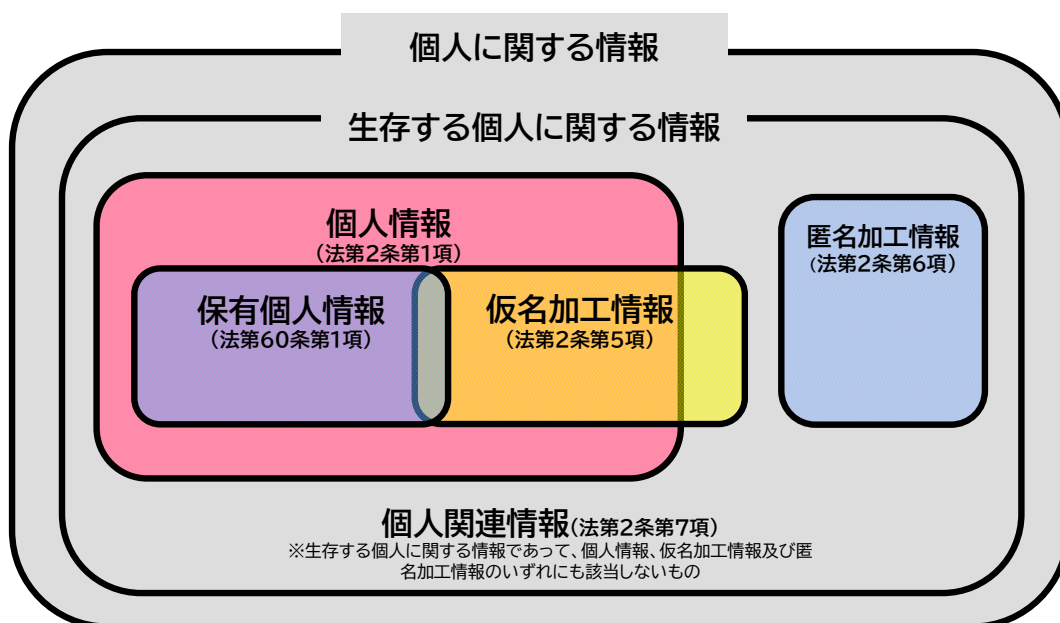


図 2-1 生存する個人に関する情報と個人情報、保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報との関係

2.1.2. 関連法令の概要

(1) 地理空間情報活用推進基本法 (平成 19 年法律第 63 号)

目的

地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

個人情報保護との関連性

同法において、以下が規定されている。

- ・地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、地理空間情報の流通の拡大に伴い、個人の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮されなければならない。(基本理念 第3条第9項)
- ・国及び地方公共団体は、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、個人情報の保護のためのその適正な取扱いの確保、基盤地図情報の信頼性の確保のためのその品質の表示その他の必要な施策を講ずるものとする。(個人情報の保護等 第15条)

(2) 測量法（昭和24年法律第188号）

目的

国や公共団体等が行う測量について、測量の正確性の確保と精度の向上や、測量成果の利用促進と測量の重複の排除などを目的とし、我が国の測量の基準や測量体系を定めている。

個人情報保護との関連性

同法において、個人情報の保護に関して規定している条文はない。

(3) 個人情報保護法及び個人情報保護法施行条例

① 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）（平成15年法律第57号）

目的

個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

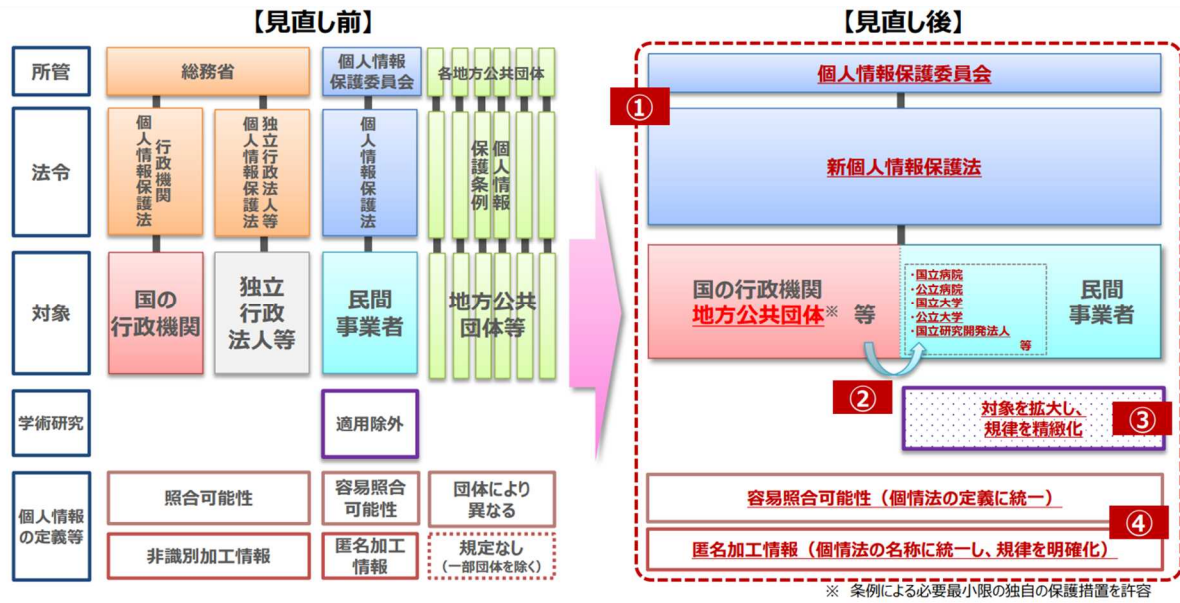
※本ガイドラインにおける個人情報保護法の条番号は、令和5年4月1日時点のものである。

② 個人情報保護法施行条例

目的

令和5年4月1日の改正個人情報保護法の全面施行により、各地方公共団体においても個人情報保護法が適用されることとなったことを受け、同法の委任規定等を踏まえて、開示請求における手数料等について定めている条例。

※令和4年3月31日までは、各地方公共団体が個人情報の取扱いを規定するために「個人情報保護条例」を定めていたが、令和5年4月1日の改正個人情報保護法の全面施行により、個人情報保護法にて全国的な共通ルールが規定され、以後は各地方公共団体においても個人情報保護法が適用されることとなった。

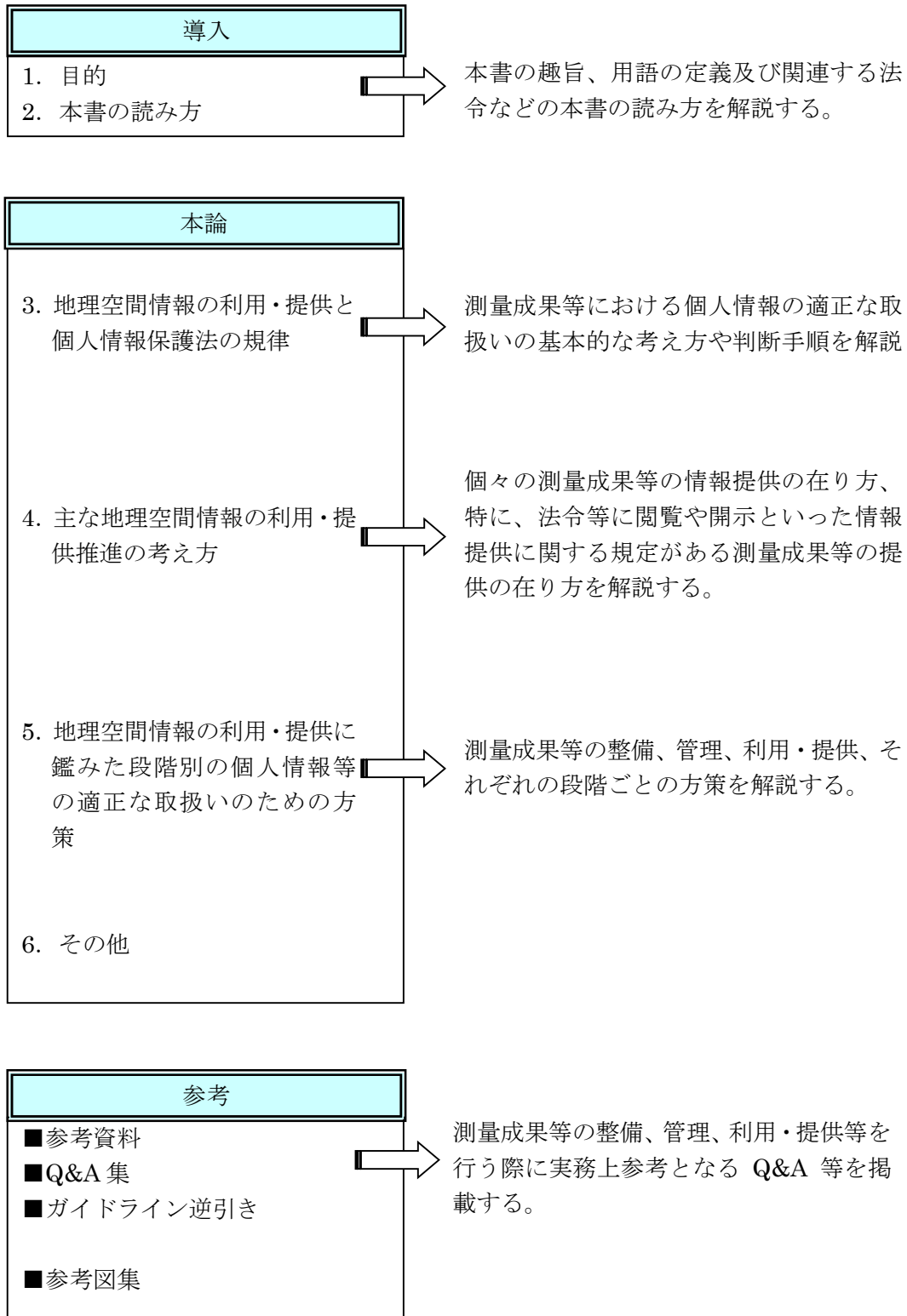


出所) 個人情報保護委員会「個人情報保護法の概要（地方公共団体職員向け）」を基に作成

図 2-2 個人情報保護法制の体系（改正法第 50 条及び第 51 条施行後）

2.2. 本書の構成、使い方

本書は次のような構成である。



3. 地理空間情報の利用・提供と個人情報保護法の規律

個人の権利利益を保護した地理空間情報の利用・提供の方法を判断するためには、まず、当該地理空間情報が個人情報等に該当するか否かを判断し、個人情報等に該当する場合には個人情報保護法に基づいてその適切な利用・提供を行う必要がある。本章では、改正法による改正後の個人情報保護法のほか、個人情報保護委員会が公表する政令、規則、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（以下「通則編」という。）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（以下、「行政機関等編」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）を参照する。このほか、個人情報保護委員会において「個人情報の保護に関する法律についての Q&A（行政機関等編）」「個人情報の保護に関する基本方針」等を公表しているため、適宜参照のこと。

個人情報保護法第 2 条第 1 項における個人情報の定義においては、ある情報単体で生存する特定の個人を識別することができるものに加え、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものは、個人情報に該当するとされている。地理空間情報に関する特定の個人の識別性に係る判断は、対象となる情報ごとに、当該情報単体でみた特定の個人の識別可能性に加え、他の情報と容易に照合することによる特定の個人の識別可能性について様々な事情を勘案して行う必要がある。

一方で、ある地理空間情報が個人情報に該当する場合においては、個人の権利利益を保護する観点から適切な措置が必要であるものの、ただちに利用・提供が不可能となるわけではない。

個人情報保護法第 61 条第 1 項の規定に基づき、法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限るものとして特定された利用目的の範囲内で利用・提供することが可能であるほか、同条第 3 項の規定により変更された利用目的の範囲内で利用・提供することも可能である。個人情報保護法第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」や、臨時的な利用・提供を行う場合であって同条第 2 項各号に該当すると判断され、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められないときは、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用・提供することも可能となる。

以上を踏まえ、本章では個人情報保護法制の適用される範囲における保有個人情報の利用・提供可否等の判断フローを示し、その内容を解説する。また、個別の地理空間情報の個人情報該当性や利用・提供に関する考え方は、本章の内容を踏まえ、次章にて例示する。

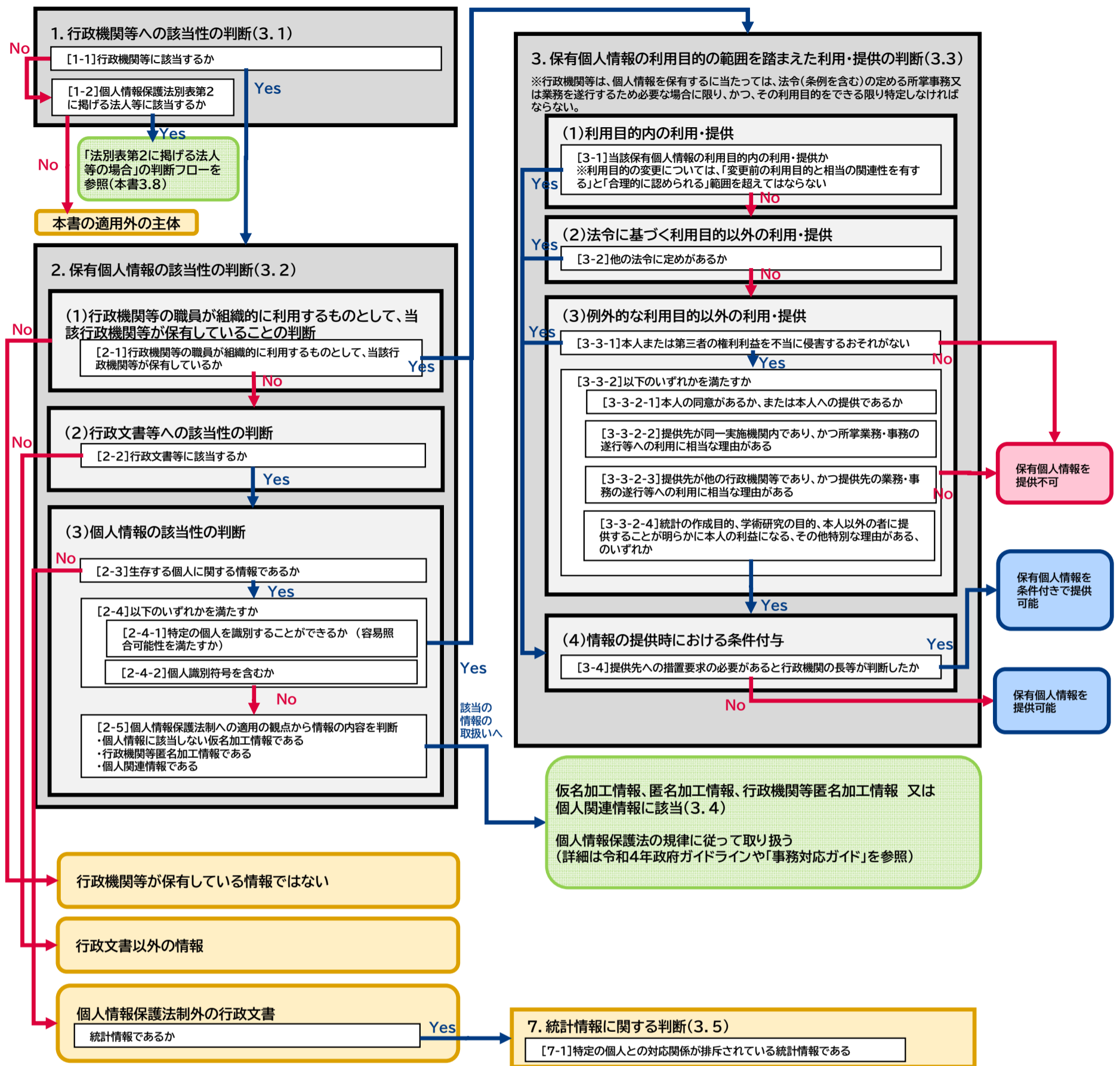


図 3-1 個人情報保護法制に基づく測量成果等の提供可否判断フロー(測量成果等編)

3.1. 行政機関等への該当性の判断

個人情報保護法制において、行政機関等は個人情報保護法第2条第11項で規定されることから、まず適用主体の行政機関等への該当性を判断する。また、行政文書等の取扱いについては、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に従い、適切に取り扱われる必要がある。行政機関等に該当する主体の個人情報の適正な取扱いにおいては、3.2～3.7並びに4.及び5.を参照されたい。

なお、行政機関等に該当しない主体のうち、法別表第2に掲げる法人等については、個人情報の取扱いに係る規定は一部の規定を除いて個人情報保護法第4章で規定される個人情報取扱事業者等の義務等が適用される。詳細は3.8を参照されたい。

また、行政機関等に該当しない主体のうち、別表第2に掲げる法人等にも該当しない主体については、本書の適用外の主体である。これらの主体においては、個人情報保護法第4章で規定される個人情報取扱事業者等の義務等に係る規律に従った判断が必要である。

3.2. 保有個人情報への該当性の判断

行政機関等における個人情報等の適正な取扱いに係る規律（個人情報保護法第5章）の適用を受ける個人情報は「保有個人情報」であり、「保有個人情報」の概念は個人情報保護法第60条第1項において「個人情報」であって「行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有している」もののうち「行政文書等」に記録されているものと規定されている。また、「個人情報」の概念は個人情報保護法第2条第1項で、「行政文書等」の概念は個人情報保護法第60条第1項ただし書で、それぞれ規定されている。

3.2.1. 行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有していることの判断

「組織的に利用する」とは、「事務対応ガイド」では、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいうこととされている。

また、「行政機関等が保有している」とは、「事務対応ガイド」では、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）における行政文書の保有の概念と同様であるとされている。すなわち、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、行政機関等が個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該個人情報が当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保管されている場合であっても、これに含まれ得る。

3.2.2. 行政文書等への該当性の判断

個人情報保護法の定義では行政文書等に記録されていないものは保有個人情報とならない（個人情報保護法第60条第1項ただし書）。このため、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは行政文書等に該当しないこと

¹ 個人情報保護法第60条第1項ただし書では、行政文書等について「行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）又は法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行

から、これらに記録されている情報については保有個人情報に該当しない。国土地理院が刊行する地形図等は、不特定多数の者に販売する刊行物であれば、行政文書等に該当しないことから、これに記載されている情報は保有個人情報にも該当せず、保有個人情報に適用される規律を受けずに利用・提供可能であると考えられる。ただし、保有個人情報に該当しない場合であっても、個人情報を含む場合は個人情報保護法第 61 条第 1 項の規定に基づき、保有に当たり法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な限度で、その利用目的をできる限り特定することが求められ、また、個人情報保護法第 63 条の規定に基づき、不適正利用は禁止されているほか²、刊行物の著作権、利用規約による利用の制限、測量法に基づく手続等には従う必要があり、プライバシーへの配慮も必要である。

このような刊行物を利用して新たな情報を作成し、行政機関等の職員が職務上作成・取得した文書、図画及び電磁的記録となる場合には行政文書等に該当し、保有個人情報となる可能性がある。

3.2.3. 個人情報への該当性の判断

個人情報保護法第 2 条第 1 項では「個人情報」を、生存する個人に関する情報であって、①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、②個人識別符号が含まれるもの、のいずれかに該当するもの、と定義している。「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

① 生存する個人に関する情報

生存する個人に関する情報について、「事務対応ガイド」では、「法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれていない」としつつ、「死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する」と説明している。

② 特定の個人の識別（容易照合性を含む）

個人情報保護法第 2 条第 1 項第 1 号において、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）は個人情報に当たると規定されている。特定の個人を識別できることとは、識別される個人が誰かわかることを意味する。

また、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」との要件について、「事務対応ガイド」では、「他の情報と容易に照合することができる

政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第 2 条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。」と規定している。行政機関情報公開法第 2 条第 2 項ただし書において、同項第 1 号で規定される「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」は行政文書から除くことが規定されている。

² そのほか、利用目的の明示（同法第 62 条）及び適正な取得（同法第 64 条）といった規律もある。

とは、行政機関等の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる」と説明している。

上記を踏まえ、測量成果等における特定の個人の識別についての留意事項等を説明する。

(1) 測量成果等の単独による個人識別について

一般的な測量成果等に単独で特定の個人を識別できる情報はない。
ただし、測量記録における点の記や、居住者の氏名が記載されている地図等の測量成果など、単独で個人情報に該当する測量成果等も一部存在する。

測量は、現地実測、あるいは空中写真等を使用して、地物、地貌を計測し、表現するものであり、測量の結果、作製される地図等は、基本的には現実を抽象化して記号等で表現されたものであり、外部から確認できるものが記載される。

公共測量作業規程を作成するための一般的な規範である「作業規程の準則」には、付属資料として一般的に公共測量で数値地形図を作成するときに取得する地物やその図式が「数値地形図データ取得分類基準表」として記載されているが、記載されている地物は地形、建物、道路といったものであり、それを抽象化して表現した地図には単独で特定の個人を識別できる情報はない。

また、空中写真や衛星画像の画像データについては、デジタル航空カメラの出現により撮影された画像の解像度が高くなり、空中写真においては人影程度であれば識別できるようになったため個人に関する情報が含まれる可能性があるものの、現状の技術レベルで撮影し提供されている空中写真の解像度（地上画素寸法 5 cm 程度）では、通常は特定の個人を識別することはできない。（空中写真の解像度については、「4. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方」を参照）

他方、測量記録の点の記は、測量標の利用者が所在地及び所有者の確認の目的に作成されるものである。そのため、点の記には、作業者の氏名や土地の所有者の氏名が記載されている場合が多く、単独で特定の個人を識別できる可能性がある。しかし、点の記の作成時には、点の記が閲覧によって公開されること等について、承諾書等に公開することを明記するなど、個人情報を含む情報の公開のための手続を行っている場合がほとんどである。このように、個人情報保護法において求められる手続を経た場合、個人情報を含む情報を提供することができる。

また、公共測量成果の地図においては、利用目的に応じて、住居の居住者など個人の氏名が記載されている場合がある。さらに、MMS による三次元点群測量の際に同時取得するカメラ画像には、「特定の個人が識別できる形で写り込みが生じている場合がある。これらについては、個人情報に該当するため、取扱いに注意しなければならない。

【参考】点の記（巻末参考図1参照）

点の記には、測量を実施した担当者の氏名や選点者の氏名のほか、a)土地の所有者欄の所有者の住所氏名が、b)要図右側の詳細図に建築物の所有者の個人名の情報が記載されている。

なお、a)は測量作業を行うに当たり、土地の立入りが必要となるため点の記に記録されている。b)は測量作業の際、設置されている基準点と建築物の位置関係を把握するために記録されている。

【参考】公共下水道施設平面図（巻末参考図2参照）

基本測量成果においては、個人名^まの情報が記載されている地図はない。他方、公共測量成果においては、公共下水道施設平面図、敷地測量の平面図等で稀に建築物等の所有者の個人名を記載している地図が存在する。

測量成果等についての具体的な確認の一例としては、印刷された地図などのアナログデータの場合は、地図上の各建築物に個人名が記載されているかを確認する。デジタルデータの場合は、例えば建築物の外周線の属性情報に個人の氏名などの情報が含まれているかなどを確認する。属性情報が必ずしも自動的に画面表示されるように設定されていない場合もあるため、建築物の外周線をはじめとし、農地情報、私道情報など個人情報が含まれる可能性のあるデータの代表点（ポイント）、線形（ライン）、面データ（ポリゴン）の属性照会を行い、個人情報の記録の有無を確認する必要がある。また、写真測量用などに撮影された空中写真は、現在の技術水準では、地上画素寸法 5 cm 程度の撮影がデジタル航空カメラを用いることにより可能となり、人影程度のものが識別できるため個人に関する情報が含まれる可能性があるが、人の顔の識別や自動車のナンバーの判読は困難であり、また、撮影時に記録される情報は、撮影諸元や空中写真の標定要素等、個人の特定につながる情報を記録していないため、通常は他の情報と照合した場合でも特定の個人を識別するには至らない。以上より、現在の技術水準で撮影される空中写真は、通常は個人情報に該当しない。

一方、測量記録の事例として、点の記の場合は、所有者欄に土地を所有する人の氏名と住所が記載されている。また、点の記に記載される詳細図において、個人宅に個人名が記載されていることもある。これらは、いずれも個人情報に該当する。

(2) 他の情報と容易に照合することによる個人識別

他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別できる可能性を有する測量成果等は、一般的にはない。

ただし、測量成果等の中で、地番又は住居番号等に関する情報を表示した地図については、不動産登記法に基づく不動産登記簿等が公開されていることから、地番又は住居番号等から土地所有者の氏名を知ることができる場合があり、特定の個人が識別される可能性がある。また、近年整備が進んでいる三次元点群データについては、MMS によってデータを取得する場合などで、同時に取得するカメラ画像に特定の個人が識別できる形で写り込みがある場合は、三次元点群データとカメラ画像とが容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できる可能性がある。

測量成果等に含まれる情報が個人情報に当たるか否かを考えるとき、個人情報保護法に「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」と定められていることから、その情報のみで特定の個人を識別できる場合だけでなく、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる場合も個人情報に当たる。

廃止された行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法に基づく保有個人情報に係る開示判断が争点の判例及び国の情報公開・個人情報保護審査会等の答申において、地番や住居番号等の特定の土地や建物の所在を示す地理空間情報に関して、一般に何人も閲覧等が可能で不動産登記情報等と照合することにより特定の個人を識別できると判断さ

れた事例がある³。

地番は土地を特定するために付けられた番号で、不動産登記法第 35 条によれば地番を付すべき区域を定め、一筆の土地ごとに地番を付さなければならないと定められている。不動産登記法第 119 条には、「何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。」とされており、地番を登記事項証明書の請求が可能なレベルまで詳細に知れば、登記事項証明書からその土地の所有者の情報を取得できる。

また、我が国においては長年にわたって地番が場所の特定に利用されてきたが、都市化の進展に伴い昭和 37 年 5 月 10 日に施行された「住居表示に関する法律」に基づいて、街を分かりやすくしたり郵便物の配達を容易にしたりすることを目的とした住居表示制度ができ、住居表示等による住所は、測量成果等の住所の表記（地図などの測量成果等に表記される市町村名、町又は字の名称、街区符号、住居番号、地番などの情報）に利用されている。

住所は、民法第 22 条において「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と定められており、人と結びついている概念であるが、住所の表記は単に場所を指し示すだけのものである。住所の表記は、当該の地点を家屋あるいは建物内の居住区画レベルで示すものに過ぎず、それ自体としては特定の個人を識別できる情報を含んでいない。しかし、前述の国の情報公開・個人情報保護審査会の答申等において、地番又は住居番号等までを明示した住所の表記が、地番又は住居番号等を手掛かりにして、不動産登記簿又は表札情報などの他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できると判断されたことがあることを踏まえて、そうした情報の取扱いに注意する必要がある。

【参考】地番・住居表示について

「地番」は不動産登記法に基づく土地の番号であり、「住居番号」は住居表示に関する法律に基づく住居の番号である。地番は、不動産登記上で使用されていると同時に、住居表示地区以外の地区で住居を表すためにも使用されている。		
	住居表示地区	住居表示地以外
不動産登記法に基づく番号	地番（及び家屋番号） （例）〇〇市〇〇町 <u>123 番地 4</u> （下線部が地番を示すもの）	地番（及び家屋番号） （例）〇〇市〇〇町 <u>123 番地 4</u> （下線部が地番を示すもの）
住居表示に関する法律に基づく番号	住居表示（街区符号、住居番号） （例）〇〇市〇〇町一丁目 <u>2 番 3 号</u> （下線部が住居番号を示すもの）	

住所の表記を含む情報を提供する場合の扱いとして、利用目的の範囲内の利用・提供であれば、測量成果等に含まれる住所の表記に係る情報が個人情報に該当する場合であっても、これを利用・提供することが可能である。また、行政機関等が利用目的以外の目的のために内部で臨時的に利用するときは個人情報保護法第 69 条第 2 項第 1 号又は 2 号、国又は地方公共団体等に臨時的に提供するときは同項第 1 号又は 3 号、これ以外に臨時的に提供するときは同項第 1 号又は 4 号の適用を検討することになる。

平成 20 年度に国の行政機関から民間事業者への測量成果等の提供に当たって、一元化に伴って廃止された行政機関個人情報保護法第 8 条第 2 項第 4 号（現個人情報保護法第 69 第 2 項

³ 行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法においては、個人情報の範囲について、照合の容易性を要件としておらず、たとえ困難であっても他の情報と照合することが可能であり、それにより特定の個人を識別することが可能であれば、個人情報に含まれることとなり、個人情報保護法よりも広範な情報を保護の対象としていた。

第4号に相当)を適用した例を見ると、年金、保険事務に利用するための提供が多く挙げられている。住所の表記が社会一般に公開共有され、郵便物や宅配便、一般貨物の送達が円滑、かつ確実に行われることは、年金、保険事務に必要な通知の送達が確実に行われることの必要性を考えても、年金、保険事務遂行と同等以上の高い公益性を有する。個々のケースにより判断されることになるが、既に個別法により揭示義務のある住居表示のように、公知の情報である住所の表記(氏名を伴わず)を公開することで生じる不利益より、公開によって得られる利益が相対的に大きい場合もある。

なお、国土交通省の「土地総合情報システム」では、地図上に表示した地価をウェブ公開するに当たって、取引当事者の住所・氏名(会社名)を削除し、物件の所在地を町・大字レベルの表示にとどめるなど、個別の物件が容易に特定できないように配慮している。

また、近年整備が進んでいる三次元点群データについては、MMSによってデータを取得する場合などで、同時に取得するカメラ画像に特定の個人が識別できる形で写り込みがある場合は、三次元点群データとカメラ画像とが容易に照合でき、それにより三次元点群データにおいても特定の個人を識別できる可能性がある。

確認の一例として、アナログデータの場合には、地番や住居番号などが地図上に記載されていないか確認を行う。デジタルデータの場合には、まず属性照会によって地番など他の情報と容易に照合可能な情報を含んでいるか確認を行う。なお、測量用に撮影された空中写真の場合、撮影時に記録される情報は、撮影諸元、標定要素などであり、通常は特定の個人を識別することができる情報を記録していない。

なお、MMSなど測量手法の特性から点群データと高解像度のカメラ画像を同時に取得している場合には、カメラ画像は写り込みにより特定の個人を識別可能であり、このカメラ画像と容易に照合することにより三次元点群データから特定の個人を識別することができることが想定される。このような場合には、容易照合性を満たすことから三次元点群データを個人情報として適正に取扱うことが望ましい。

いずれにしても、個人の権利・利益侵害の程度と政策的観点からの必要性を比較するなど、公開した場合に特定の個人が受けるおそれのある不利益と公開によって得られる利益の比較衡量を十分に行うことが重要である。

③ 個人識別符号の有無

個人識別符号は、個人情報保護法第2条第2項で規定される、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号である。個人情報保護法第2条第1項第2号において、個人識別符号に該当するものが含まれた情報は個人情報となることが規定されている。

個人識別符号とは、指紋、旅券番号や運転免許証番号のような個人に割り当てられた番号等のことである。測量成果等には、通常は個人識別符号は含まれない。

3.3. 保有個人情報の利用目的の範囲を踏まえた利用・提供の判断

行政機関等が保有する地理空間情報が保有個人情報に該当する場合には、利用・提供に当たっては個人情報保護法の規律に従う必要がある。

個人情報保護法第61条第1項では、行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む)⁴の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならないとし、同法第61条第2項では利用目的の達成に

⁴ 個人情報保護法第61条第1項の「法令」には、条例が含まれるほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる(個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)P20、事務対応ガイドP62参照)。

必要な範囲を超えた個人情報の保有が、同法第 61 条第 3 項では合理的に認められる範囲を超えた利用目的の変更が、それぞれ制限されている。

事務又は業務について、「事務対応ガイド」では、行政機関等が事実上行っているというだけでなく、法令上の根拠が必要であり、設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文中に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文中で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれると説明している。

個人情報の利用目的について、「事務対応ガイド」では、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならないが、この際、行政機関等の恣意的な判断により利用目的の特定の程度を弱めることは許容されず、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断することができるものでなければならないと説明している。

3.3.1. 利用目的内の利用・提供

個人情報保護法第 69 条第 1 項では、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないとした上で、同条第 2 項において利用目的以外に保有個人情報を自ら利用し又は提供することができる例外の場合を定めている。

このように、保有個人情報についてはその利用目的が特定されており、その利用目的の範囲内で利用・提供する場合には個人情報保護法第 69 条第 1 項の規定による制限を受けることはないが、利用目的の範囲内の利用の場合であっても、行政機関の長等において必要があると認めるときは、提供先に対して利用目的や利用方法の制限等の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めることとされている（個人情報保護法第 70 条）⁵。

例えば、ある所掌事務を遂行することを利用目的として特定した上で必要な個人情報を収集・作成・保有している場合に当該利用目的を達成するために部署内で当該保有個人情報を利用する場合や当該利用目的を達成するために当該保有個人情報を他の部署や他の行政機関等に提供する場合には、当該保有個人情報を利用・提供することは制約を受けるものではないと考えられる。

また、その所掌事務を遂行するために、法令の規定等に基づき当該保有個人情報の写しの交付や閲覧を何人に対しても認めている等、当該保有個人情報を何人もが知り得る状態にしておくことを当該保有個人情報の利用目的として特定している場合には、当該利用目的の達成に必要な最小限の範囲内で当該保有個人情報を公開することは差し支えないと考えられる。ただし、法令の趣旨や法令に定める写しの交付や閲覧の方法からみて、情報の公開方法等を検討することが必要となる場合もあり得る。

なお、保有個人情報が個人情報ファイル（個人情報保護法第 60 条第 2 項。保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの等）を構成する場合には、個人情報ファイル簿に当該個人情報ファイルの利用目的を記載して公表する必要がある（個人情報保護法第 74 条第 1 項第 3 号、第 75 条第 1 項）。

以下、利用目的内の利用又は提供を行う場合における留意事項を説明する。

⁵ 「新・個人情報保護法の逐条解説（宇賀克也, 2021）」では、行政機関個人情報保護法において目的内提供の場合に措置請求をすることを否定する趣旨ではなかったものの目的内提供の場合について措置請求の明文の規定が設けられていなかったこと、令和 3 年改正後の個人情報保護法においては、第 70 条において目的内提供の場合における措置請求が規定されたことが説明されている。

- ・ 利用目的の範囲内の利用又は提供である場合：
 - 保有個人情報を含む測量成果等の利用・提供が可能
- ・ 利用目的の範囲内の利用又は提供でない場合：
 - 変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で利用目的の変更が可能か
 - 変更が可能な場合：利用目的の変更を行った上で、保有個人情報を含む測量成果等の利用・提供が可能
 - 変更できない場合：当該保有個人情報を含む測量成果等の恒常的な利用・提供は不可
- ・ 他の法令に定めがある場合：
 - 他の法令に定めがある場合は、当該保有個人情報を含む情報の利用・提供が可能
(※3.3.2 法令に基づく利用目的以外の目的のための利用・提供を参照)

個人情報の保有にあたっては、法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、その利用及び提供はあらかじめ特定した利用目的の範囲内で行わなければならない。利用目的の達成に必要な最小限の範囲内であれば、当該保有個人情報を含む測量成果等の利用・提供が可能である。

利用目的の範囲内の利用又は提供でない場合は、利用目的を変更することを検討することになるが、その変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲でなくてはならない（個人情報保護法第 61 条第 3 項）。合理的に認められる範囲で変更を行うことができた場合は、その変更後の利用目的の達成に必要な最小限の範囲内で利用・提供が可能である。

合理的に認められる範囲で変更を行うことができない場合は、当該保有個人情報を含む測量成果等の恒常的な利用・提供をすることはできない。

3.3.2. 法令に基づく利用目的以外の目的のための利用・提供

個人情報保護法第 69 条第 1 項の規定では、法令に基づく場合には保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用・提供することが可能である。

なお、「事務対応ガイド」では、法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のための利用及び提供をし得るとするものであり、同項の規定により利用及び提供が義務付けられるものではない。実際利用及び提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断しなければならない旨が説明されている。

法令に基づく場合の例として、国会法第 104 条（官公署に対する報告・記録提出の要求）、会計検査院法第 26 条（帳簿等の提出及び質問等）、刑事訴訟法第 197 条第 2 項（捜査に必要な取調べ）等が挙げられる。

以下、利用目的以外利用又は提供を行う場合における留意事項を説明する。

- 利用目的以外利用又は提供を行う場合は、個人情報保護法における例外措置に該当するかを確認する。
- ・ 法令に定めがある場合：
 - 法令に定めがある場合は、当該保有個人情報を含む情報の利用・提供が可能
 - ・ 個人情報保護法第 69 条第 2 項各号の要件に該当するか：
 - 該当する場合は、当該保有個人情報を含む情報の利用目的以外の臨時的な利用・提供が可能（ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある

ときは不可)

・上記のいずれにも該当しない場合：

当該保有個人情報を含む情報の利用目的外の臨時的な利用・提供は不可

利用目的以外の利用又は提供を行う場合、法令に定めがあるかの確認、個人情報保護法第 69 条第 2 項各号の規定に基づいて利用又は提供が可能であるかの検討をすることになる。

まず、他の法令に定めがある場合は、保有個人情報に該当している場合でも利用・提供が可能である（個人情報保護法第 69 条第 1 項）。国土院が基本測量の測量成果等や公共測量の測量成果等の写しを一般の閲覧に供することは、あらかじめ特定した利用目的の達成に必要な最小限の範囲内の利用であるとともに、法令に基づく行為（測量法第 27 条第 3 項及び第 42 条第 1 項）であるため、保有個人情報を含む点の記等を公開することも認められているものと考えられる。

保有個人情報を提供する根拠となる他の法令が存在しない場合は、個人情報保護法第 69 条第 2 項各号の規定に該当するかを検討することになる。ただし、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは利用・提供することはできない。

3.3.3. 例外的な利用目的以外の利用・提供

個人情報保護法第 69 条第 2 項各号の規定に該当するときは、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。ただし、その利用・提供を行うことによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

また、他の法令の規定により保有個人情報の利用及び提供が制限されている場合、当該他の法令の規定が適用されることとなり、個人情報保護法がこれに反して利用及び提供の権限を与えるものではないことが、個人情報保護法第 69 条第 3 項で規定されている。

なお、外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供すること（いわゆる越境移転）に関しては、個人情報保護法第 71 条において制限されている。「事務対応ガイド」では、制限の内容は原則として事前の本人同意の取得（同条第 1 項）、事前の同意取得時における本人への情報提供（同条第 2 項）、必要な措置の実施及び本人への当該措置に係る情報提供（同条第 3 項）等であると説明されている。

① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（法第 69 条第 2 項第 1 号）

本号では、個人情報を利用目的以外の目的のために臨時的に利用・提供することについて本人の同意があるとき、又は本人に提供するときには、利用目的以外の目的のための利用・提供が認められることが規定されている。

② 行政機関等の内部における利用（法第 69 条第 2 項第 2 号）

本号では、行政機関等が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて「相当な理由」が存するときには、行政機関等の内部における利用目的以外の目的のための利用が認められることが規定されている。なお、「事務対応ガイド」では、「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外として

ふさわしい理由であることが求められる」とされている。

しかしながら、ある保有個人情報に関し、法令の規定により又は慣行として公にされている事実があるのであれば、個人情報保護法制上、行政機関等内部における利用目的以外の目的のための利用について、適切な行政目的に則したものである限りにおいて「相当な理由」が存することの有力な根拠の一つとなり得る。

なお、本号は当該保有個人情報のそもそもの利用目的に含まれない所掌事務で使用する場合は規定したものであり、そもそもの利用目的に含まれる所掌事務で使用する場合には利用目的の範囲内の利用となる。

③ 他の行政機関等への提供（法第 69 条第 2 項第 3 号）

本号では、他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令に定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて「相当な理由」が存する場合には、利用目的以外の目的のための提供が認められることが規定されている。

なお、相当な理由の解釈及び運用は前号と同じである。

④ 行政機関等以外の者への提供（法第 69 条第 2 項第 4 号）

本号では、1～3 号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて「特別の理由」のあるときにおける行政機関等以外の者に対する提供等利用目的以外の目的のための利用・提供の制限に係る例外事項が規定されている。

「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」については、提供した保有個人情報について特定の個人が識別することができない形で用いられることが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少ないこと、統計や学術研究に係る公益性が高いことを斟酌したものである。

「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」については、本人が緊急に医療を受ける必要がある場合に本人の情報を医療機関に提供するとき等が代表例として挙げられる。

「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」については、本来行政機関等において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、

「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。「事務対応ガイド」では具体的な考慮要素として次の①から④までが挙げられている。

- ① 行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること
- ② 提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること
- ③ 提供を受ける側の事務が緊急を要すること
- ④ 当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること

【参考】避難行動要支援者に関する情報の取扱い

避難行動要支援者とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）において、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものと定められている。

また、同法において、市町村長は、避難行動要支援者について、避難支援等を実施するための基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）を作成することが義務付けられているとともに、当該名簿に記載された避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努めなければならないこととされているほか、当該名簿等に記載等された住所等の情報の利用、提供その他の取扱いについて定められているところ。

加えて、当該名簿等の具体的な運用上の留意点等については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月（令和 3 年 5 月改定）内閣府防災担当）」において示されているため、詳細については、同法及び当該取組指針を御確認いただきたい。

※避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

(<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/>)

3.3.4. 情報の提供時における条件付与（措置要求）

行政機関の長等は、保有個人情報を利用目的の範囲内で提供する場合又は個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を求めることが、同法第 70 条で規定されている。

受領者に対して措置要求を行う必要があるかどうかは、提供する保有個人情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法を勘案して、行政機関の長等が個別具体的に判断することとなる。例えば、①受領者が当該保有個人情報を利用目的以外に利用するおそれがある場合、②受領者における安全確保措置のレベルが当該保有個人情報の性質から求められるレベルに比し不十分な場合等が考えられる。

提供に係る保有個人情報について付与する必要な制限又は必要な措置としては、「事務対応ガイド」において、「利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る保有個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等」が考えられると説明されている。

3.4. 仮名加工情報、匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報、個人関連情報について

測量成果等が平成 22 年以降の個人情報保護法制の改正により新たに記述された仮名加工情報、匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報、個人関連情報に該当する場合は極めて少数であると考えられるため、本ガイドラインではこれらについての詳細の記載は行わない。

取り扱っている測量成果等が仮名加工情報、匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報又は個人関連情報に該当する可能性がある場合は、推進会議ガイドラインの該当箇所や「事務対応ガイド」を参照のこと。

行政機関等が保有する地理空間情報が保有個人情報に該当する場合には、利用・提供に当たっては個人情報保護法の規律に従う必要がある。

3.5. 統計情報に関する判断

「事務対応ガイド」にて、「統計情報」は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出し

て同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質等を数量的に把握するものである。したがって、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、法における個人に関する情報に該当するものではないため、法の適用の対象外となる」旨が示されている。

したがって、行政機関等が保有する統計情報は、保有個人情報から作成されたものであっても、特定の個人との対応関係が排斥されている限りは、個人情報保護法制の適用の対象外として扱われる。

なお、統計情報の作成を目的として行政機関等が保有個人情報を取り扱うことは、保有個人情報の取扱いであるから、個人情報保護法制の適用内で扱う必要がある。このとき、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 4 号の「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」の規定に該当する場合は、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合を除き、目的外利用として保有個人情報を提供して統計の作成を行うことが可能である。

3.6. 保有個人情報に係るその他の留意点

保有個人情報に該当する場合、上述のとおりその利用・提供に関し制限されるほか、その管理等に関し行政機関等に一定の義務が生じる。主なものは以下のとおり。

- 利用目的の明示（個人情報保護法第 62 条）

行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、個人情報保護法第 62 条各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 不適正な利用の禁止（個人情報保護法第 63 条）

行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

- 安全管理措置（個人情報保護法第 66 条）

行政機関等においては、その取り扱う保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という）の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。行政機関等が保有する個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の監督も含む。

安全管理措置の例としては、外国にある民間事業者のクラウドサービスを利用する場合や国内にある事業者であっても外国に所在するサーバに保有個人情報が保存される場合においては、クラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国について、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることなどがある⁶。必要な措置の内容と説明は「事務対応ガイド」等⁷を参照のこと。

⁶ なお、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）による審査をクリアしたクラウドサービスリストが公開されており、掲載サービスを活用することも考えられる。

<https://www.ismap.go.jp/csm>

⁷ 個人情報等の取扱いに係る責任者の設置等の組織的安全管理措置、個人情報等の取扱いに携わる職員や関係者への教育訓練等の人的安全管理措置、個人情報等を取り扱う端末の制限等の物理的安全管理措置、個人情報等へのアクセス制限やログの管理等の技術的安全管理措置、保有個人

- 漏えい等の報告等（個人情報保護法第 68 条）

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい等が生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告するとともに、原則として本人に通知しなければならない。

- 個人情報ファイル簿の作成及び公表（個人情報保護法第 75 条）

保有個人情報が個人情報ファイル（※）を構成する場合、行政機関等は、利用目的や記録項目などの記載事項を掲載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない（秘匿性の高いものなど、一部の個人情報ファイルを除く。）。

（※）個人情報ファイル：一定の事務の目的を達成するため、①特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は②氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

- 開示、訂正及び利用停止（個人情報保護法第 5 章第 4 節）

全ての自然人は、自己を本人とする保有個人情報の開示請求を行うことができるほか、当該保有個人情報が事実でないと思料するときはその訂正、当該保有個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき等一定の場合にはその利用停止を請求することができる。行政機関等は、これらの請求があった場合には法令に定められた所要の手続に沿って対応する必要がある。

開示請求の宛先は行政機関の長等であり（法第 76 条第 1 項）、測量作業機関は開示の宛先にはならない。また、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が請求に含まれていることが必要である（法第 77 条第 1 項）。なお、宛先間違いの開示請求に対する処置・説明は「事務対応ガイド」を参照のこと。

このほか、開示請求に係る保有個人情報について開示請求者以外の個人に関する情報が不開示情報となる規定（法第 78 条第 1 項第 2 号）や、不開示情報を除く部分開示に際しては不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことが可能である場合に限定する規定（個人情報法第 79 条第 1 項）、他の行政機関等から提供を受けた保有個人情報に対する開示請求について正当な理由があるときは、事案の移送が可能である規定（法第 85 条第 1 項）等がある。

上記のほか、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等を行うことができるように、適切な措置を講じなければならない規定（法第 127 条）や、苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない規定（法第 128 条）がある。

3.7. 地方公共団体における留意点

改正法により、従来は個別の条例により規律されていた地方公共団体の個人情報保護制度についても、個人情報保護法に基づく全国共通ルールとして、原則として、行政機関及び独立行政法人等と同様の規律を適用し、法律の所管及び監視監督を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みとなった。新制度における地方公共団体特有の留意点を紹介する。

3.7.1. 地方公共団体が定める条例との関係

改正法により、地方公共団体における個人情報の取扱いは個人情報保護法に基づく全国的な共通ルールにより規律されることになったが、同法では、地方公共団体に支払う手数料（開示

情報が外国において取り扱われる場合に当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握する外的環境の把握をリスクに応じて講じることも求められている。

請求における手数料及び行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料)の額については条例に委任するとともに、条例要配慮個人情報の内容や一部の手続について条例で定めることができるとされている。

このほか、手続規則や地域の特性に応じて特に必要な場合の独自の保護措置については、個人情報保護法の趣旨・目的に照らし、引き続き条例で定めることが可能な場合もあると考えられるが、個人情報の保護やデータ流通について直接影響を与える事項であって法に委任規定が置かれていないものや、法と重複する内容については、条例で独自の規定を置くことはできない。「事務対応ガイド」では、法における条例への委任規定のほか、条例で定めることが許容されないものを列記しているのを参照のこと。

なお、個人情報保護法第 167 条第 1 項の規定により、地方公共団体の長は、個人情報保護法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは個人情報保護委員会に届け出なければならない。

3.7.2. 地域における事務との関係

地方自治体が行う事務には、法令及び条例に規定された具体的な事務のほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 2 項において、「普通地方公共団体は、地域における事務を処理する」とされている事務がある。

個人情報保護法第 61 条第 1 項では、行政機関等による個人情報の保有は法令(条例を含む)の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限られ、かつ、あらかじめ個人情報の利用目的として特定する必要があるとされ、第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号では、例外的に利用目的以外の目的のための利用又は提供が認められる場合の要件として、法令の定める事務又は業務の遂行に必要であることが定められているが、これらの「法令の定める事務又は業務」には、地方自治法第 2 条第 2 項に規定する「地域における事務」が含まれる。

一方、個人情報保護法第 69 条第 1 項においては、目的外利用及び提供の禁止の例外として「法令に基づく場合」が定められているが、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。そのため、他に具体的な情報の利用又は提供に着目した法令の規定がなく、地方自治法第 2 条第 2 項のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。

3.7.3. 個人情報の適正な取扱いに係る諮問機関

個人情報保護法第 129 条により、地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる。

「事務対応ガイド」では、「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいうとしている⁸。他方、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされている。

なお、個人情報保護法第 166 条第 1 項に基づき、地方公共団体は、専門性を有する個人情報保護委員会に必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

⁸ このほか、プライバシー保護の観点から、審議会等と連携して、地理空間情報の取扱いによるプライバシーリスクの特定を推進することも考えられる。

3.8. 法別表第2に掲げる法人等における地理空間情報の利用・提供と個人情報保護法の規律

本項では、個人情報保護法第58条及び同法第125条において規定する規律の適用の特例を受ける、いわゆる法別表第2に掲げる法人等が公共測量等によって測量成果等を整備、管理、利用・提供する場合を想定し、適用される規律の概要を説明する。独立行政法人のうち法別表第2に掲げる法人や地方独立行政法人のうち試験研究を行うことが主たる目的の法人が公共測量等によって測量成果等を整備する場合は、本項及び参考資料の説明を参照のこと。

個人情報保護法においては、公的部門の機関・法人の種別に応じて、一部の規律について第5章（公的部門の規律）が適用されず、第4章（民間部門の規律）が適用される規定となっている。下表3-1に法人等の種別ごとに適用される規律がまとめられている。

表3-1 公的部門の機関、法人等の種別と個人情報保護法第4章及び第5章の主な適用関係
（赤枠：「法別表第2に掲げる法人等」が該当する箇所）

	個人情報等の取扱い等に関する規律	個人情報ファイル簿に関する規律	開示、訂正、利用停止等に関する規律	匿名加工情報に関する規律
国の行政機関	公的部門の規律 （第5章第2節）	公的部門の規律 （第5章第3節）	公的部門の規律 （第5章第4節）	公的部門の規律 （第5章第5節）
独立行政法人等	公的部門の規律 （第5章第2節）	公的部門の規律 （第5章第3節）※第75条のみ		
別表第2に掲げる法人及び （独）労働者健康安全機構（※1、2）	民間部門の規律 （第4章） （※3）			
地方公共団体の機関	公的部門の規律 （第5章第2節）			
病院及び診療所並びに大学の運営の業務（※2）	民間部門の規律 （第4章） （※3）			
地方独立行政法人	公的部門の規律 （第5章第2節）			
試験研究等を主たる目的とするもの又は大学等の設置及び管理若しくは病院事業の経営の業務を目的とするもの（※2）	民間部門の規律 （第4章） （※3）			

（※1）独立行政法人労働者健康安全機構については、病院の運営の業務に限る。
（※2）これらが行う業務のうち政令で定めるものについては、安全管理措置義務（法第66条）、従事者の義務（法第67条）及び一定の罰則（法第176条及び第180条）について、この表にかかわらず、行政機関等に準じた扱いがなされる。（政令第19条関係）
（※3）第2節中保有個人データに関する事項の公表等（第32条）、開示、訂正等及び利用停止等（第33条～第39条）並びに匿名加工情報取扱事業者等の義務（第4章第4節）に関する規定は適用が除外される。

出所 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（赤枠加筆）

3.8.1 法別表第2に掲げる法人等への該当性の判断

個人情報保護法制において、法別表第2に掲げる法人等は個人情報保護法第58条及び同法第125条において規定する規律の適用の特例を受けることから、適用主体がこれらの規律の適用の特例を受ける法別表第2に掲げる法人等に該当することを判断する。

前述の通り、国立研究開発法人など、独立行政法人のうち法別表第2に掲げる法人や地方独立行政法人のうち試験研究を行うことが主たる目的の法人がこれに該当する。

その他、国立大学法人及び医療事業を行う独立行政法人等における個人情報の取扱い並びに独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営の業務に係る個人情報の取扱いについては、学術研究機関、医療機関等としての特性を踏まえ、基本的に民間の学術研究機関、医療機関等と同様、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される。

詳細は、「通則編」の「6 適用の特例（法第58条・第125条関係）」を参照のこと。

3.8.2 法別表第2に掲げる法人等における本書の読み方

個人情報保護法においては、公的部門の機関・法人の種別に応じて、一部の規律について個人情報保護法第5章（公的部門の規律）が適用されず、規律構造の異なる法第4章（民間部門の規律）が適用される。

本書は行政機関等を対象として法第5章（公的部門の規律）を前提に説明しているため、法別表第2に掲げる法人等においては、原則として個人情報の取扱いに際しては参考資料（法別表第2に掲げる法人等に適用される個人情報保護法の規律）の説明を参照されたい。ただし、個人情報ファイル等に関する規律、開示・訂正・利用停止等に関する規律、匿名加工情報に関する規律については法第5章（公的部門の規律）が適用されるため、本書3.6や「行政機関等編」の5～8章の説明も参照のこと。

3.9. プライバシー保護に関する考え方

3.9.1. 個人情報とプライバシーについて

個人情報は法令に明確に定義されているが、一般論として、プライバシーは、法令等で明確に定義づけられているものではなく、その範囲も明確ではないため「法令等に基づき公表されており、かつ、公開されていることが社会通念上妥当」な情報の中にも、これを公表等することがプライバシーの侵害に該当する可能性はあると考えられる。また、プライバシーとして保護されるべき権利利益については、基準を定立する努力がなされてきているが、現状では範囲には幅があり、個人情報保護法により保護される個人の権利利益の範囲とは完全には重ならない。

個人情報保護法の観点からのプライバシーへの配慮の考え方としては、個人情報の適正な取扱いのルールを遵守することにより、プライバシーを含む個人の権利利益の侵害を未然に防止することを基本とする、という立場をとるのが妥当である。

個人情報は、個人情報保護法第2条第1項において明確に定義されている。

他方、プライバシーについては、日本国憲法第13条の「個人の尊重」を基本理念とするほか、第21条（集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護）や第35条（侵入、搜索及び押収の制約）等が関係する場合もあり、明確に定義した法律はない。

プライバシーの考え方については、過去の裁判例（東京地方裁判所昭和39年9月28日判決「宴のあと」事件）によると、①私生活上の事実又は事実らしく受け取られるおそれのある事柄であること、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合、公開を欲しない

であろうと認められる事柄であること、③一般の人々にまだ知られていない事柄であること、④その公表によって被害者が不快・不安の念を覚えるものであること、という要件が示されて以来、同要件が参考とされてきている。判例においては、最高裁判所第一小法廷平成20年3月6日判決「損害賠償請求事件（住基ネット合憲判決 平成19（オ）403号）」において、個人に関する情報を他人にみだりに開示又は公表されない自由に注目した判断がなされている。

これらを見て分かるように、プライバシーとして保護されるべき対象については、基準を定立する努力がなされてきているが、現状ではその範囲には幅があり、個人情報保護法により保護される個人の権利利益の範囲とは完全には重ならない。

3.9.2. 測量におけるプライバシー保護の考え方

測量法は、測量の正確さを確保し、測量の重複を排除するためのものであり、一般人のプライバシーを侵害するような行為（情報収集）を目的としていない。特に公共性の高い測量は、本来公知であるべき事実を正確に取得することを目的としている。

万一、測量成果等がプライバシーを侵害する可能性がある場合、当該情報の利用目的に応じた公共性や社会のニーズと個人のプライバシーを侵害する可能性を比較衡量の上、測量成果等の利用・提供の推進とプライバシー保護の両立を図る適正な取扱いが大切である。

測量の目的として測量法第1条では、「この法律は、国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、その実施の基準及び実施に必要な権能を定め、測量の重複を除き、並びに測量の正確さを確保するとともに、測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、測量業の適正な運営とその健全な発達を図り、もって各種測量の調整及び測量制度の改善発達に資することを目的とする。」と定められている。

また、地理空間情報の活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として定められた基本法では、「現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で地理空間情報を高度に活用することを推進することが極めて重要であること」が謳われ、「国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、個人情報の保護のためのその適正な取扱いの確保」、「国民の利便性の向上を図るとともに、行政の運営の効率化及びその機能の高度化に資するため、その事務及び事業における地理情報システムの利用の拡大並びにこれによる公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上その他の必要な施策を講ずること」が定められている。

以上のように、地理空間情報の主要な測量成果等の活用の推進に関し、国民の利便性や行政の効率・高度化・サービスの向上が求められている。その一方で利用・提供の際は個人の権利利益を保護することが必要とされていることから、測量成果等の利用・提供の推進とプライバシー保護の両立を図る適正な取扱いを行っていくことが大切である。

3.9.3. 測量成果等を公開・閲覧に供する際のプライバシー保護の留意点

測量成果等のうち地図については、プライバシーを直接的に侵害する可能性は一般的にない。空中写真等については、地上解像度の向上に対する利用者ニーズとプライバシー保護とをおおむね両立できる地上解像度の水準を 40 cm 程度とすることが適切である。

なお、空中写真等や地上写真等を公開し・閲覧に供する際は、基本法の理念に沿った目的と効果を明確にした上で、プライバシー保護に関する求めに迅速に対応できるよう、当該被写体の塗り潰し、ぼかし等の加工措置を効率的に実施できるような体制を整備することが不可欠である。

(1) 地図におけるプライバシー侵害の可能性と公開・閲覧に供する際の留意点

一般に国、地方公共団体等が作成する地図は、地物や地形などの現実を一定の規則に従った記号などに抽象化し表現しているものであり、外部から確認できるものが記載される。

公共測量作業規程を作成するための「作業規程の準則」には、付属資料として一般的に公共測量で数値地形図を作成するときに取得する地物やその図式が「数値地形図データ取得分類基準表」として記載されているが、記載されている地物は地形、建物、道路といったものであり、それを抽象化して表現した地図に他人にみだりに知られたくないような個人の生活の状況などの情報が含まれているとは考えにくく、プライバシーを直接的に侵害する可能性は一般的にないと言える。

ただし、プライバシーは法令等により明確に定義づけられているものではなく、その範囲にも解釈上の幅があるため、特に地価等の個人の財産に関連する情報の視覚・注記の表現については、利用目的に応じた公益的なニーズとプライバシーを侵害する可能性を比較衡量の上、必要に応じて加工措置などの一定の配慮が必要となる場合がある。

なお、プライバシーの観点からクレームが寄せられた場合は、有事・緊急時、統計の作成や学術研究の目的など、個人情報保護法における利用目的以外の利用・提供制限の例外的な事項を参考にして、提供して良い範囲を検討することが考えられる。

(2) 空中写真等でのプライバシー侵害の可能性と公開・閲覧に供する際の留意点

測量用航空機を用いた空中写真撮影における現在の技術水準（地上画素寸法 5 cm 程度）では、人の顔の識別や自動車のナンバープレートの判読は依然困難である。すなわち、特定の個人について、その識別が可能であって、かつ、非公開の私生活が読み取れるような被写体が写り込む可能性は、限りなく低いと言える。

ただし、空中写真等の特性として、ほぼ真上の上空から撮影されるため、公道からは見えない塀に囲まれた部分など、他人にみだりに知られたくない私生活や財産などに関する情報が含まれる可能性を有しており、私生活を知られる、犯罪を誘発するなどを理由に、空中写真等の利用・提供を好ましく思わない者がいることから、プライバシーへの一定の配慮が必要とされる。そのため、空中写真等を広く一般にウェブ公開し、閲覧に供する場合は、プライバシーの解釈の範囲には幅があることや、空中写真ではそれ自体としては特定の個人を識別することは困難であることも踏まえつつ、①その公開、閲覧に供する目的、その利用によるメリットの明確化、②提供に慎重な考え方と利用ニーズのバランスを踏まえた適切な解像度への低減処理、③適切とされる解像度の空中写真等にプライバシーに関わる情報が写っていた場合の対応措置を講ずることが望ましい。

①ウェブ公開し、閲覧に供する目的、その利用によるメリットの明確化

- ・空中写真等をウェブ公開し、閲覧に供する際、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、基本法の理念に沿った目的とその利用によりどのようなメリットがあるのか、広く一般に周知していくことが必要である。

②ウェブ公開し、閲覧に供する場合の空中写真等の地上解像度

- ・広く一般にウェブ公開し、閲覧に供する場合の空中写真等は、地上解像度の向上に対する利用者ニーズとプライバシー侵害として一般に懸念されるみだりに他人に知られたくないとされる被写体の非判読性とおおむね両立できる地上解像度に設定することが前提となる。
- ・解像度別視認性による技術的観点として、地上解像度 40 cm 程度の空中写真等では、一般に利用ニーズが高いとされる建物外形、道路形状は判読が可能である。その一方、みだりに他人に知られたくない情報として代表的な洗濯物は判読が不可能である。
- ・空中写真等をウェブ公開し、閲覧に供する際、地上解像度の向上に対する利用者ニーズとプライバシー保護とおおむね両立できる地上解像度の現時点の水準を 40 cm 程度とし、今後、利用者ニーズを始めとする技術進捗など、社会環境の変化に応じて、適宜見直しすることが必要である。

③ ②の地上解像度の空中写真等にプライバシーに関する情報が写っていた場合の対応措置

- ・プライバシーに関する感覚は個々人により異なるため、適切とされる地上解像度 40 cm 程度の空中写真にプライバシーに関わる情報が写っている場合、更に一律に解像度を低減して、提供することがプライバシー保護の観点からは最も効率的である。
- ・ただし、保護の必要のない情報まで加工することになり、地上解像度の向上に対する利用者ニーズの観点から空中写真の有用性が損なわれる可能性があるなど、地上解像度 40 cm 程度から更に一律に低減することが適切でない場合も想定される。
- ・その場合、ウェブを通じて公開主体の連絡先などを表示するとともに、被写体に問題がある場合に住民から苦情を受け付けて迅速に対処できるような体制を整えておく必要がある。その際、塗り潰しやぼかし等の効率的な作業手順の整備をあらかじめ行っておくことも必要である。なお、これを行う場合においては、塗り潰しやぼかし等の加工措置に係る費用や情報公開請求の際の対応などの運用に留意が必要である。
- ・公開し、閲覧に供するものの公開元としてプライバシーの侵害に関して積極的意図を持たない公開であること、また求めに応じて秘匿処理等を行うことについて、ウェブ公開などの手段により広く国民に周知することに留意する必要がある。
- ・また、プライバシーの観点からクレームが寄せられた場合は、有事・緊急時、統計の作成や学術研究の目的など、個人情報保護法令における利用目的以外の利用・提供制限の例外的な事項を参考にして、提供して良い範囲を検討することが考えられる。

(3) 地上写真等でのプライバシー侵害の可能性と公開・閲覧に供する際の留意点

- ・地上写真等に写っている特定の個人を識別できる可能性のある人の顔、表札及び車両ナンバーについて、塗り潰しやぼかし等の加工措置を施しても、その大きさや鮮明度、撮影時間・場所によって、公開、閲覧に供する是非に対する国民意識が大きく変動することが想定され、他人にみだりに私生活を知られる可能性があるとしてプライバシー保護の観点から問題を生じる可能性がある。
- ・公開し、閲覧に供する際、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、基本法の理念に沿った目的とその利用によりどのようなメリットがあるのか、広く一般に周知していくことが必要である。
- ・また、懸念される撮影対象、撮影状況に応じた被写体の塗り潰しやぼかし等の加工措置を効率的に実施するための作業手順を明確にしておくことが望ましい。
- ・その上で、ウェブを通じて公開主体の連絡先などを表示するなど、被写体に問題がある場合の苦情を連絡できるようにして住民がアクセスする権利を保障する等の体制を整え、測量成果等の有効活用と個人の権利利益の保護の両立に努めることが望ましい。
- ・公開し、閲覧に供するものの公開元としてプライバシーの侵害に関して積極的意図を持たない公開であること、また求めに応じて秘匿処理等を行うことについて、ウェブ公開などの手段により広く国民に周知することに留意する必要がある。
- ・また、プライバシーの観点からクレームが寄せられた場合は、有事・緊急時、統計の作成や学術研究の目的など、個人情報保護法令における利用目的以外の利用・提供制限の例外的な事項を参考にして、提供して良い範囲を検討することが考えられる。

【参考】ハッチバック車両のナンバープレートの写り方（巻末参考図3参照）

^{まれ}稀な状況ではあるが、ハッチバック式の車両などは、ナンバープレートがハッチバックドアに取り付けられるため、ドアを開けている状態の場合、ナンバープレートが真上を向くことがある。この状態で空中写真が撮影された場合において、航空機による地上画素寸法 5 cm 程度の空中写真においては、ナンバープレートの形状は認識できるがナンバープレートの文字の識別はできない。

ただし、MMS や UAV 等により車両側方からより高い画素寸法のカメラ画像を取得する場合は、ナンバープレートの文字が識別できる形で写り込みが生じる可能性があることに留意する必要がある。

4. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方

本章では、地図、空中写真・衛星画像の分野ごとに典型的な地理空間情報を取り上げ、提供可否の判断基準フローに照らし判断する際の考え方、利用・提供に関する基本的な考え方及び判断基準フローによる提供可否の具体的な例を示す。

4.1. 地図

4.1.1. 都市計画図及び都市計画基本図

①情報の概要

都市計画図は、地方公共団体が当該行政区域内における都市計画の内容を示した図面であり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第14条第1項の規定により、「都市計画は、国土交通省令で定めるところにより、総括図、計画図及び計画書によつて表示するものとする。」とされており、これらの図書のうち、総括図及び計画図の総称を「都市計画図」という。都市計画図は、市街化区域、市街化調整区域、地域地区（用途地域、特別用途地区、高度利用地区、特定街区、美観地区等）や都市施設（道路・公園等）等の都市計画の位置及び区域や規制等の内容の一部を表示した図面である。都市計画図の縮尺は、各地方公共団体により様々であるが、都市計画法施行規則第9条により、総括図は「縮尺二万五千分の一以上の地形図」、計画図は「縮尺二千五百分の一以上の平面図。」と規定されている。

また、都市計画基本図は、都市計画図の基本となる地形図（白地図）を示すものであり、その呼称は、白地図、都市計画基図、1/2,500地形図等、各地方公共団体により様々である。

②法令の規定による閲覧、開示等

都市計画図は、都市計画法第20条第2項の規定により、都道府県又は市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

他方、都市計画基本図については、都市計画法における縦覧又は閲覧に関する規定はないが、各地方公共団体の窓口で閲覧や有償頒布が行われている。

また、都市計画基本図を整備・更新する測量は、測量法第5条に規定する公共測量に該当し、同法第42条の規定により、国土地理院の長は、公共測量の測量成果の写し及び測量記録の写しを保管し、国土交通省令（測量法施行規則第2条の3）で定めるところにより、これらを一般の閲覧に供しなければならない。

③個人情報該当性

地方公共団体が整備する都市計画基本図は、一般に測量法第34条で定める公共測量の作業規程の準則（以下単に「作業規程の準則」という。）（付録7）に規定する「公共測量標準図式」（以下「標準図式」という。）に準拠し運用されているものと解する。標準図式は、地図情報レベル5000以下の数値地形図の調製について、その取得する事項及び地形、地物等の取得方法、その他の記号の適用等の基準を定め規格の統一を図ることを目的として定められており、取得する事項に個人の属性等の情報は含まれず個人に関する情報に該当する情報は含まれないと考えられる。また、「平成6年国土基本図図式」に準拠し運用されている場合も標準図式と同様に個人の属性等の情報は含まれず、個人に関する情報に該当する情報は含まれないと考えられる。

また、都市計画図には、都市計画基本図等の白地図に市街化区域、市街化調整区域、地域地区や都市施設等の都市計画に関する情報が刷り込まれており、個人の属性等の情報は含まれず、個人に関する情報に該当する情報は含まれないと考えられる。

ただし、都市計画基本図の図式において、「標準図式」や「平成6年国土基本図図式」を基にして拡張図式を整備している地方公共団体が稀に存在する。取得する事項を拡張している場合には、当該事項について個人に関する情報に該当することがあり得るところ、当該情報について、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別することができることとなるか否かを行政機関等の実態に即して個々の事例ごとに精査する必要がある。なお、都市計画基本図や都市計画図を利用する事業者等において、このように他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別することができない場合には、当該事業者等においては、都市計画図及び都市計画基本図を保有する行政機関等における個人情報該当性の判断にかかわらず、都市計画基本図や都市計画図に含まれる情報は個人情報に該当しないと考えられる。

④地方公共団体における運用実態

都市計画図は、都市計画法で定める法定図書であり、同法で規定する縦覧のほか、行政サービス等の一環として、インターネットのウェブサイト上で閲覧に供している例が多く見受けられる。また、印刷し又は電子媒体に記録して販売している例も少なくない。閲覧の際の利用条件として、都市計画決定に関する内容を証明するものではなく、参考として利用すること等の注意事項が明示されている。

庁内利用においては、特にアクセス制限を設けることなく、住居表示台帳の基図や全庁統合型GISに搭載し、複数部署の業務における情報基盤として汎用的に利用している事例が多い。

⑤利用・提供に関する基本的考え方

原則として都市計画図は個人情報に該当しないと考えられることから、都市計画図の利用・提供に際しては特段の制約はないと考えられる。しかしながら、例外的に都市計画基本図等の拡張した図式を整備、運用している地方公共団体において、拡張して取得する事項が個人情報に該当すると認められるときは、保有個人情報の提供に際して必要な措置を講じることが適切である。

【参考】都市計画基本図（巻末参考図4参照）

参考として例示した都市計画基本図は、「標準図式」又は「平成6年国土基本図図式」を準拠した標準的な図式で作製されており、個人に関する情報を含まないと考えられることから個人情報に該当せず、個人情報保護法制の制約を受けずに利用及び提供が可能である。

4.1.2. ハザードマップ

①情報の概要

ハザードマップとは、災害を引き起こす危険要因の種類、影響範囲、危険度あるいは危険頻度の予想、防災上の施設・避難路・避難場所等を地図上に示した災害予想等の情報を表示した地図である。ハザードマップは、地方公共団体を中心となって整備し、行政機関等として自然災害時の避難や被害を軽減できるような情報を住民に分かりやすい形で公表・普及し、住民に自己が居住する地域における自然災害の危険度の認識及び自主的な防災活動を促していくためのものである。

一般的にハザードマップは、ある災害における危険な地域を地図上に明示したものと解釈されているものの、明確な定義がないのが実情であり、地方公共団体がそれぞれの目的に応じて整備し利用・提供されている。なお、ハザードマップの種類には、河川

浸水・洪水災害、土砂災害、地震災害、火山防災、津波浸水・高潮等があり、法令等で作成することが義務づけられているもの、作成方法等を規定した作成マニュアルがあるもの等が存在する。

②法令の規定による閲覧、開示等

ハザードマップに関する閲覧、開示等が法令で定められたものとして、例えば、以下のものがある。

水防法第15条第3項の規定では、浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

なお、水防法施行規則第3条第1項の規定により、「浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表は、当該区域及び当該水深を定めた旨を官報又は都道府県の公報に掲載するとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。」とされている。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第3項の規定では、警戒区域をその区域に含む市町村に対して、土砂災害警戒区域及びその避難地を地図上に記載したハザードマップの作成と住民への周知を義務付けている。なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則第5条の規定では、土砂災害に関する情報の伝達方法等を住民に周知させるための必要な措置として、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示した図面に土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により各世帯に提供すること、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置くことが定められている。

③個人情報該当性

ハザードマップは、自然災害時の避難や被害を軽減できるような情報を住民に分かりやすい形で公表・普及し、住民に自己が居住する地域における自然災害の危険度の認識及び自主的な防災活動を促していくことを目的として、災害のおそれのある地域や避難地・避難路等を掲載したものであり個人に関する情報を含んでおらず、一般には、個人情報に該当する情報は含まれないと考えられる。ただし、地方公共団体によって掲載されている情報が様々なので、一律の基準を示すことはできないが、ハザードマップが個人の属性等の情報を含み、個人に関する情報に該当する場合であって、土地の所有者等が判明する地図や図面を保有する行政機関等においては、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別することができることとなると考えられることから当該ハザードマップは個人情報に該当すると考えられる。なお、ハザードマップを利用する事業者等において、このように他の情報と容

易に照合することによって特定の個人を識別することができない場合には、当該事業者等においては、ハザードマップを保有する行政機関等における個人情報該当性の判断にかかわらず、ハザードマップに含まれる情報は個人情報に該当しないと考えられる。

また、災害の特性上、土砂災害警戒区域のように狭小な地区を特定して危険地区を表示する場合には、対象地区に含まれる家屋が極めて少数となる可能性があり、地価算定の個人の財産に係る情報として、その公開を好ましく思わないなどプライバシー保護の観点から問題が生じる可能性を完全には否定できない。

④ 地方公共団体における運用実態

我が国の地形や気象等の特徴に加え、災害に対して脆弱な地形といわれている洪水時の河川水位より低い沖積平野に人口の約 50%、資産の約 75%が集中していること、水防法等の法令による義務化から、現在、洪水予報河川及び水位周知河川におけるハザードマップ公表済みの市町村は 99%となっている。加えて、土砂災害に関わるハザードマップ、津波に関するハザードマップも 9 割以上で公開している。なお、全国の各種ハザードマップを検索閲覧できるインターネットポータルサイトも拡充している。

また、紙ベース又はインターネットにより公開しているハザードマップの縮尺の多くは 1/10,000～1/30,000 であり、その基図としては、地方公共団体が独自に作成している管内地図、都市計画用の白地図、1/25,000 地形図（電子地形図 25000 を含む。）等が挙げられる。

⑤ 利用・提供に関する基本的考え方

ハザードマップは低縮尺で個人に関する情報が含まれる可能性は低く、多くは個人情報に該当しないと考えられることから、その利用・提供に際しては特段の制約はないと考えられる。しかしながら、例外的な場合ではあるが、ハザードマップが個人の属性等の情報を含み、個人に関する情報に該当する場合、他の情報と照合することにより土地の所有者等の特定の個人が識別される可能性があることから、この場合には個人情報保護法の規定に従って適正にに取り扱う必要がある。

また、個人情報を含まないハザードマップに、防災上の見地から、必要最低限の個人情報と共に活用しなければならない場合がある。具体的な例として、ハザードマップに避難行動要支援者の名簿情報を重ね合わせて、要支援者マップ等として市町村が関係者へ提供する場合が考えられる。この点、名簿情報の提供については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）において規定されているところであり、要支援者マップの提供が差し支えない場合については「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針（令和 5 年 4 月内閣府防災担当）」に示されているため、同指針等を参照のこと。

4.1.3. 森林計画図・森林簿

① 情報の概要

森林計画図は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき全国森林計画に即して計画される地域森林計画の基礎資料として、都道府県において森林簿と合わせて整備されており、1/5,000 の地形図上に森林計画の対象とする森林の区域、森林の区画（林班界、小班界）、小班番号等を図示、明示したものである。また、森林簿は林班、小班、森林所在（大字、小字、地番、代表地番）、森林種類、面積、樹種、林齢、森林所有者等が記載される民有林の森林資源に関する帳簿である。なお、森林簿及び森林計画図は、森林計画制度の運営のために必要な森林資源の基礎資料として、必要に応じて空中写真等を用いて作成した資料であり、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評

価について証明するものではない。

②法令の規定による閲覧、開示等

森林法第6条第1項の規定により、都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、森林法施行規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案として、計画書もしくは変更計画書の案、計画図もしくは変更計画図の案を当該公告の日からおおむね30日間公衆の縦覧に供しなければならないとされているが、確定した森林計画図の閲覧等を規定した法令は存在しない。ただし、多くの地方公共団体は、個人情報保護の趣旨を含む利用の制限等を規定した森林計画関係資料の取扱要領を整備し、森林簿及び森林計画図の閲覧及び写しの交付を行っている。

また、地域森林計画をたてたときは、計画書、森林計画図その他の必要な図面及び森林簿を都道府県の事務所並びに地方事務所に備え付けておくことが通知（「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて（農林水産事務次官依命通知平成12年5月）」）により規定されている。

③個人情報該当性

森林計画図は、森林所有者、樹種、林齢、作業上の取扱いなどが同一な森林ごとに細分される森林区画の単位である小班の番号など個人の属性等の情報を含み、個人に関する情報に該当する。また、森林簿には、森林所有者についての記載があり、当該特定の個人を識別することができることから個人情報に該当する。森林計画図と森林簿は小班番号等により容易に照合可能であることから、森林簿を保有する地方公共団体においては、森林計画図は個人情報に該当すると考えられる。

なお、森林計画図を利用する事業者等において、このように他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別することができない場合には、当該事業者等においては、森林計画図を保有する行政機関等における個人情報該当性の判断にかかわらず、森林計画図に含まれる情報は個人情報に該当しないと考えられる。

④地方公共団体における運用実態

多くの地方公共団体における森林計画図等の取扱いについては、森林法、森林法施行令、森林法施行規則、農林水産事務次官依命通知「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」等によるほか、個人情報保護条例及び情報公開条例を踏まえた取扱要領を整備し、これに基づく申請により、閲覧や交付が行われてきた⁹。

また、森林GIS等として、インターネットにより森林計画図と森林所有者名を秘匿にした森林簿の一体的な閲覧サービスを運用している地方公共団体が稀^{まれ}に存在する。

⑤利用・提供に関する基本的考え方

森林計画図の利用・提供においては、森林計画図に含まれる林班番号及び小班番号と森林簿を照合することにより特定の森林所有者を識別できる可能性がある。また、稀ではあるが、森林計画図に地番が明示されている場合があり、この場合は不動産登記簿の情報と照合することにより土地の所有者等の特定の個人を識別できる可能性がある。このため、個人情報保護法の規定に従って適切に利用・提供を判断するとともに、利用の

⁹ 令和5年4月1日以降は、同日施行の改正個人情報保護法により、個人情報保護条例に代わり、同法及び法施行条例に基づく取扱いが必要となる。

制限の設定等の措置を検討する必要がある。

森林計画図・森林簿について窓口での閲覧・交付やインターネットでの公開により行政機関等以外の第三者への提供を恒常的に行う場合には、これらの公開等を行うことについて、あらかじめ個人情報の利用目的として特定し、当該利用目的の達成に必要な最小限の範囲内で行う必要がある。また、利用目的以外の目的のために臨時的に利用・提供する場合は、法令に基づく場合を除き、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、同法第 69 条第 2 項各号のいずれかに該当する必要がある。

なお、平成 29 年 4 月施行の森林法の改正によって、市町村を地域森林計画の対象森林について林地台帳と林地台帳地図を整備及び公開することが規定され、森林の所有者や境界の情報を一元的に整備・公開されることとなった。林地台帳の記載事項には同法第 191 条の 4 第 1 項の各号で規定されており、記載事項には森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所（同項第 1 号）といった個人情報や、土地の所在、地番、地目及び面積（同項第 2 号）等が含まれる。このうち、土地の所有者の氏名又は名称及び住所は公表する情報には含めないことが省令¹⁰で規定されている（森林法施行規則第 104 条の 4）が、地番やその他の項目は森林法により公表することが規定されている。

4.1.4. 地番現況図

①情報の概要

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 380 条の規定により、「市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない。」とされており、固定資産税を課税するための基本的な帳簿として、固定資産課税台帳が備えられている。

地番現況図は、管内市町村内の固定資産税の課税客体を正確に把握するために固定資産課税台帳に加えて市町村が任意で作成する筆界及び筆界ごとの地番を表示した図面であり、掲載している情報は市町村によって様々である。なお、以下、地番現況図に係る閲覧、開示や利用・提供に関する記述があるが、情報の開示等に当たっては、個人情報等の適正な取扱いの観点とは別に、地方税法第 22 条の守秘義務に関しても考慮する必要があることに留意すべきである。

②法令の規定による閲覧、開示等

地番現況図は、地方公共団体が任意で作成している図であるため、地方税法において閲覧に関する規定はない。

③個人情報該当性

地番現況図は筆界及び筆界ごとの地番を表示した図面であり、個人に関する情報に該当し、筆及び地番を用いて容易に照合することによって特定の土地の所有者等が識別できる情報を保有する主体においては個人情報に該当すると考えられる。

なお、地番現況図を利用する事業者等において、このように他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別することができない場合には、当該事業者等においては、地番現況地図を保有する行政機関等における個人情報該当性の判断にかかわらず、地番現況図に含まれる情報は個人情報に該当しないと考えられる。

④地方公共団体における運用実態

¹⁰ 森林法第 191 条の 5 では、林地台帳の記載事項の公表に際して、公表することが適当でない項目を省令で定める旨が規定されている。

地番現況図は法定図書ではないものの、課税業務の用に供する目的で、1/1,000 程度の縮尺に基づき、紙ベースでの図面又は電子化された図面として整備されており、紙ベースでの図面の場合には筆界とともに地番が記載された図面を街区単位に整備されているときが多い。また、電子化されたものについては、固定資産課税に関する情報システムのデータの一環として、課税情報と連動して整備が行われている例が多い。

地方公共団体によっては、地番現況図に土地に関する筆界及び筆界ごとの地番以外の個人の属性に関する情報が記載されていない限りにおいて、インターネットのウェブサイト上で公開している例、行政窓口において当事者以外の第三者に対する写しの交付を許容している例も見受けられる。

また、市町村における道路、上下水道等の公物管理等において活用される例もある等一般に地理空間情報として有用性が高く、また、民間事業者においても地番と航空写真、地図等を重ね合わせた利用ニーズも相応にみられる。なお、統合型GIS推進指針（平成20年3月総務省自治行政局取りまとめ）においては、地番現況図における土地に関する筆界及び筆界ごとの地番は、共用空間データとして活用可能である旨記載されている。

⑤利用・提供に関する基本的考え方

地番現況図に記載された特定の土地に係る地番の現況を表示する情報については、個人情報に該当する可能性を有するものと考えられる。地番現況図が個人情報に該当する場合には、個人情報保護法に従って適正に取り扱う必要がある。

インターネットのウェブサイト上での公開や行政窓口における写しの交付等により行政機関等以外の第三者への提供を恒常的に行う場合には、これらの公開などを行うことについて、あらかじめ個人情報の利用目的として特定し、当該利用目的の達成に必要な最小限の範囲内で行う必要がある。また、利用目的以外の目的のために臨時的に利用・提供する場合は、法令に基づく場合を除き、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、同法第69条第2項各号のいずれかに該当する必要がある。例えば、保有個人情報の提供先において専ら統計の作成又は学術研究の目的に該当する利用に限定される場合には一般に支障はないと考えられる。

この場合において、個人の権利利益の保護に係る要請が強いときは、特定の個人が識別されないよう技術的な措置等を講じた上で提供を行うことが適切である。特に、地番現況図において、登記簿等に記載されている以外の所有者又は居住者の氏名、土地の評価額、その他個人の属性に関する情報が記載されている場合には、それらの部分については、秘匿すべきことに十分留意する必要がある。

4.1.5. 公共下水道施設平面図

①情報の概要

公共下水道施設平面図は、公共下水道管理者が1/500の地形図に公共下水道施設を重ね合わせて調製する地図であり、下水道法の定めに従い整備が義務づけられている。なお、公共下水道施設平面図に記載されている主な情報として、管きょ、取付管、マンホール、汚水ます及び雨水ますなどがある。

②法令の規定による閲覧、開示等

下水道法第23条第3項は、公共下水道施設平面図の閲覧について、公共下水道管理者は、公共下水道台帳の閲覧を求められた場合、拒むことができないと定めている。

③個人情報該当性

公共下水道施設平面図の記載事項、その他その調製及び保管に関し必要な事項は、下水の処理開始の公示事項等に関する省令で定めており、この記載事項には個人情報に含まれない。しかし、建築物に個人名が記載されている場合、地番や住居番号が記載されている場合があり、これらは個人情報に該当する可能性がある。

④地方公共団体における運用実態

地方公共団体においては、公共下水道施設平面図等の閲覧等に関する規程等を定め、閲覧及びその写しを交付している。また、最近では、印字製本した公共下水道施設平面図の閲覧だけでなく、パソコンによる窓口閲覧やインターネットのウェブサイト上で公開している例がある。

⑤利用・提供に関する基本的考え方

一般的に公共下水道施設平面図は個人情報に該当しないことから、その利用・提供に際しては特段の制約はない。しかしながら、稀に建築物に個人名が記載されている場合があり、その場合は個人情報に該当する。個人情報に該当する場合は保有個人情報として利用目的を特定したうえで、特定の個人が識別されないよう技術的な措置等を講じた上で保有個人情報の提供を行うことが適切である。また、地番又は住居番号等が記載されている場合、公共下水道施設平面図に地番や住居番号を含んで提供する目的を明確にした上、保有個人情報の利用目的以外の利用・提供に関する例外規定の適用可否を検討することが必要となる。

公共下水道施設平面図が個人情報に該当する場合で、あらかじめ特定した利用目的以外の目的で臨時的に利用する場合には、各地域における本件情報に係る利用・提供等の実態や住民意識、本件情報の利用ニーズがどうなっているのか等を調べた上で、保護法の規定に従って適切に判断し、利用・提供を判断するとともに、利用の制限の設定等の措置を検討する必要がある。

公共下水道施設平面図について窓口での閲覧・交付やインターネットでの公開により行政機関等以外の第三者への提供を恒常的に行う場合には、これらの公開等を行うことについて、あらかじめ個人情報の利用目的として特定し、当該利用目的の達成に必要な最小限の範囲内で行う必要がある。また、利用目的以外の目的のために臨時的に利用・提供する場合は、法令に基づく場合を除き、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、同法第 69 条第 2 項各号のいずれかに該当する必要がある。

【参考】公共下水道施設平面図（巻末参考図 2 参照）

参考として例示した公共下水道施設平面図は、建築物に個人名が記載されている^{まれ}稀な事例である。

4.2. 空中写真・衛星画像・地上写真等・点群データ

4.2.1. 空中写真

①情報の概要

空中写真は、航空機等の航空カメラからほぼ鉛直下方の地表面を写した垂直写真のことであり、現実社会を把握する地理空間情報として活用分野が拡大している。行政分野では、空中写真測量、地形・土地利用の判読解析、国土の利用、保全、防災計画、災害状況調査、地理情報システムの背景画像、固定資産業務等で利活用されている。空中写真の撮影縮尺は、その利用目的に応じ異なり、公共測量における地図作成の代表的なものとして、都市計画基本図等の地図情報レベル 2500（1/2,500 の地図と同等の精度）を作成する場合は、撮影縮尺 1/10,000～1/12,500（数値化された空中写真の地上画素寸法では 20 cm～25 cm 程度）として、作業規程の準則において標準の写真縮尺と定められている。なお、デジタル航空カメラの出現により、撮影される画像の解像度が高くなり、現在の技術では、地上画素寸法 5 cm 程度の空中写真が撮影、提供されている。

また、無人航空機（UAV：Unmanned Aerial Vehicle 通称ドローン）を用いた公共測量も実施されており、精度確保のための基準や作業手順等も定められている。UAV で撮影した空中写真の地上画素寸法は地図情報レベル 250 の場合に 2 cm 以内、地図情報レベル 500 の場合に 3 cm 以内と作業規程の準則において定められている。

②法令の規定による閲覧、開示等の規定

基本測量として撮影された空中写真は、測量法第 27 条第 3 項の規定で、国土地理院の長は基本測量の測量成果及び測量記録を国土交通省令で定めるところにより、これを一般の閲覧に供しなければならない。

一方、公共測量として撮影された空中写真は、測量法第 42 条の規定により、国土地理院の長は、公共測量の測量成果の写し及び測量記録の写しを保管し、国土交通省令（測量法施行規則第 2 条の 3）で定めるところにより、これらを一般の閲覧に供しなければならない。

③個人情報該当性

測量用航空機を用いた空中写真撮影における現在の技術水準では、地上画素寸法 5 cm 程度の撮影がデジタル航空カメラを用いることにより可能となり、人影程度のものが識別できるため個人に関する情報が含まれる可能性があるが、人の顔の識別や自動車のナンバーの判読は困難であり、また、撮影時に記録される情報は、撮影諸元や空中写真の標定要素等、特定の個人を識別できる情報を記録していないため、通常は他の情報と容易に照合した場合でも特定の個人を識別するには至らない。以上より、現在の技術水準で撮影される空中写真は、通常は個人情報に該当しない。

UAV で撮影した空中写真ではより地上画素寸法が小さくなり、作業規程の準則では地上画素寸法は 2 cm～3 cm 以内と規定されている。しかしながら、航空機を用いた空中写真撮影と同様に、通常はカメラを鉛直下方に据え付けて撮影を行っていることから、人の顔の識別や自動車のナンバーの判読は一般的に困難であり、また、撮影時に記録される情報は、撮影諸元や空中写真の標定要素等であり、特定の個人の識別につながる情報は含まれていない。以上より、通常の公共測量で UAV を用いて撮影される空中写真も、通常は個人情報に該当しない。ただし、極端に人に近接させる飛行を行う、カメラを鉛直下方ではなく斜め方向に据え付けて撮影を行うなど、通常の公共測量の手順として想定しない撮影方法によって得られた写真については特定の個人を識別することができる情報が記録される可能性があることに留意が必要である。

一方、空中写真上に注記、地物等の情報を記載した「写真地図」を作成する場合において、空中写真上に記載する情報に個人の属性等の情報を含み、これが個人に関する情報に該当する場合は、土地の所有者等が判明する地図や図面を保有する行政機関等においては、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別することができることとなると考えられることから当該写真地図は個人情報に該当すると考えられる。

なお、写真地図を利用する事業者等において、このように他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別することができない場合には、当該事業者等においては、当該写真地図を保有する行政機関等における個人情報該当性の判断にかかわらず、当該写真地図は個人情報に該当しないと考えられる。

④ 地方公共団体における運用実態

公共測量により撮影した空中写真の閲覧・提供を実施している地方公共団体は少ない。

なお、閲覧・提供を実施している地方公共団体は、1/2,500 都市計画基本図（地図）の作成等のために撮影した空中写真が多く、作業規程の準則等に基づき、1/10,000 程度の縮尺で撮影している。

なお、稀^{まれ}にはあるが、都市計画や市街地整備の資料、市政紹介のパンフレット等を利用するため、管内の都市拠点や駅周辺、市街地整備計画地、臨海部等の斜め撮影（斜め写真）しているケースもある。

また、固定資産税の課税客体（課税の対象となる土地、家屋及び事業用の償却資産）を把握するため、例えば縮尺 1/1,000 の地番現況図を作成する際、撮影縮尺 1/6,000～1/8,000 程度の空中写真が撮影されるなど、多くの地方公共団体において空中写真を活用している実態がある。

⑤ 利用・提供に関する基本的考え方

上記のとおり、現在の技術水準で撮影された空中写真は通常は個人情報に該当しないことから、一般的には個人情報の適正な取扱いの観点からその利用・提供に際して特段の制約はない。一方で、写真地図を作成する場合で、その空中写真上に記載してある情報に個人に関する情報が含まれている場合は、他の情報と容易に照合することにより土地の所有者等の特定の個人が識別される可能性があることから、個人情報保護法の規定に従って適切に判断し、利用・提供を判断するとともに、利用の制限の設定等の措置を検討する必要がある。写真地図について窓口での閲覧・交付やインターネットでの公開により行政機関等以外の第三者への提供を恒常的に行う場合には、これらの公開等を行うことについて、あらかじめ個人情報の利用目的として特定し、当該利用目的の達成に必要な最小限の範囲内で行う必要がある。また、利用目的以外の目的のために臨時的に利用・提供する場合は、法令に基づく場合を除き、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、同法第 69 条第 2 項各号のいずれかに該当する必要がある。

なお、空中写真や写真地図は、上空から撮影される特性上、塀で囲まれ公道から見えない場所等の情報が含まれることから、撮影対象・撮影縮尺に応じて、プライバシーや防犯への一定の配慮が必要となる場合もある。

行政機関等が、空中写真等をプライバシーにも配慮しつつ、広く一般にウェブ公開し、閲覧に供する場合、空中写真の解像度が鮮明になればなるほど、提供されることを拒む者の割合が高くなる傾向がある。一方で目的と効果を示すことで広く一般にウェブ公開し、閲覧に供することを理解する意見も多い。このことから、国民が地理空間情報を適

切にかつ安心して利用することができるよう、基本法の理念に沿った目的とその利用によりどのようなメリットがあるのか、広く一般に周知することが望ましい。

測量成果の空中写真を公開し、閲覧に供する目的は、測量の正確さを確保し、測量の重複を排除するため、測量を行う際の事前の現況確認など、測量作業の効率化に資することである。

生活者の意識を初めとする社会環境の変化に応じて適宜見直しすることを前提として、空中写真の地上解像度の向上に対する利用者ニーズとプライバシー侵害として一般に懸念されるみだりに他人に知られたいくない被写体の非判読性とおおむね両立できる地上解像度を 40 cm 程度とするのが妥当であると考えられる。例えば、空中写真の解像度別視認性による技術的観点として、地上解像度 40 cm 程度の空中写真では、一般に利用者ニーズが高いとされる建物外形、道路形状は判読可能である。その一方、みだりに見られたいくない情報として代表的な洗濯物は判読不可能である。

空中写真を広く一般にウェブ公開し、閲覧に供する際、プライバシーに関する感覚は個人により異なるため、適切とされる地上解像度 40 cm 程度の空中写真にプライバシー情報が写っていた場合、更に一律に解像度を低減して提供することがプライバシー保護の観点からは最も効率的である。ただし、保護の必要のない情報まで加工することになるため、地上解像度の向上に対する利用者ニーズの観点から空中写真の有用性が損なわれる可能性があるなど、一律に解像度を低減することが適切でない場合が生じることもある。

プライバシー保護の観点から、当該写真に関係する本人よりクレームが寄せられ、その理由が妥当であると判断される場合は迅速に当該部分を秘匿したり提供を停止したりすることができるよう、体制を整備することが不可欠である。クレームが寄せられた場合は、有事・緊急時、統計の作成や学術研究の目的など、個人情報保護法令における利用目的以外の利用・提供制限の例外的な事項を参考にして、提供して良い範囲を検討することが考えられる。

また、空中写真の提供の事実と求めに応じて秘匿処理等を行うことについて、ウェブ上に公開しておくなど関係する本人が容易に知りうる状態におき、広く国民に周知することに留意することが必要である。

【参考】空中写真の提供に関するアンケート結果

平成 22 年 9 月に国土地理院が一般国民を対象として実施したアンケートにおいて、空中写真の提供に関して以下の結果が得られた。

- ある場所を撮影した空中写真の地上解像度が 40 cm、20 cm、5 cm と高まるにつれて、当該空中写真の提供を拒否する回答者の割合が、13.2%、20.5%、26.6%と高くなった。このように、空中写真の解像度とその空中写真の提供を拒む者の割合とは相関がみられた。
- 一方、商用ポータルサイト上の空中写真の提供サービス（以下「空中写真サービス」という。）の利用状況との関係を見ると、地上解像度 5 cm の空中写真について、空中写真サービスをほとんど利用していない回答者の 31.9%が提供を拒否したのに対して、空中写真サービスを頻繁に利用している回答者では、19.1%であった。このように、空中写真サービスを利用している者は、提供に寛容である傾向がみられた。

【参考】空中写真の解像度（地上画素寸法）別による視認性

地上画素寸法	人の顔	車のナンバー	洗濯物	塀・垣根・庭木	消火栓	道路白線	車種	家屋
	面 20 cm× 30 cm	面 30 cm× 15 cm	線 40 cm× 5 cm	線 数 cm× 数 m	面 40 cm× 60 cm	線 数 m× 20 cm	面 2.5 m× 4 m	面 4 m× 8 m
5 cm	×	×	△	○	○	○	○	○
10 cm	×	×	×	△	○	○	○	○
20 cm	×	×	×	×	△	△	○	○
40 cm	×	×	×	×	×	×	△	○
1 m	×	×	×	×	×	×	×	△
2.5 m	×	×	×	×	×	×	×	×
5 m	×	×	×	×	×	×	×	×

×：判読不可能 △：周辺状況により判読可能 ○：十分判読可能

(高解像度航空写真の取扱いに関する研究会「高解像度航空写真のインターネット公開における注意喚起」一部加筆)

【参考】空中写真（巻末参考図 5 及び 6 参照）

参考として例示した空中写真は、地上画素寸法 5 cm のデジタル空中写真である。(参考図 5) また、参考図 6 には、参考図 5 の赤枠部分を縮尺 1/150 相当まで拡大したものである。

【参考】人物の写り方（巻末参考図 7 参照）

参考として例示した空中写真は、人物の写り方について、地上画素寸法 5 cm のデジタル空中写真と地上画素寸法 20 cm のデジタル空中写真を比較したものである。

4.2.2. 衛星画像

①情報の概要

衛星画像は、地球観測衛星に搭載されたセンサーにより地上を観測したデータを画像化したデジタル画像データであり、地形・土地利用の判読解析、防災・危機管理、地球資源の把握、地球環境の監視、地図作成及び GIS の背景画像等の多くの分野・場面で活用されている。なお、現在提供されている商用衛星を含む衛星画像のうち、最も高い解像度を有するものは 30 cm 程度の分解能である。

②法令の規定による閲覧、開示等の規定

衛星画像に関する閲覧、開示等の規定はない。

③個人情報該当性

現在、提供されている商用衛星を含む衛星画像のうち、最も高い品質は 30 cm 程度の分解能であり、撮影される情報には通常は個人に関する情報は含まれず、現在の技術水準で撮影される衛星画像は通常は個人情報に該当しない。

一方、衛星画像上に注記、地物等の情報を記載した「写真地図」を作成する場合において、衛星画像上に記載する情報に個人の属性等の情報を含み、個人に関する情報に該当する場合は、土地の所有者等が判明する地図や図面を保有する行政機関等においては、

通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別することができることとなると考えられることから当該写真地図は個人情報に該当すると考えられる。

なお、写真地図を利用する事業者等において、このように他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別することができない場合には、当該事業者等においては、当該写真地図を保有する行政機関等における個人情報該当性の判断にかかわらず、当該写真地図は個人情報に該当しないと考えられる。

④地方公共団体における運用実態

GIS を構築している地方公共団体において、地図データの背景として空中写真のほかには衛星画像を利用しているケースがある。また、衛星画像による研究事例として、防災地理情報の活用に向けた 3 次元表現、主題情報（植生、樹種等）の自動識別等の研究に利用されている。

⑤利用・提供に関する基本的考え方

以上のとおり、衛星画像は通常は個人情報に該当しないことから、一般的には個人情報保護法において、その利用・提供に際して特段の制約はない。一方で、衛星画像を基に作成した写真地図に個人に関する情報が含まれている場合は、他の情報と容易に照合することにより土地の所有者等の特定の個人が識別される可能性があることから、個人情報保護法の規定に従って適切に利用・提供を判断するとともに、利用の制限の設定等の措置を検討する必要がある。

なお、衛星画像や写真地図は、上空から撮影される特性上、塀で囲まれ公道から見えない場所等の情報が含まれることから、撮影対象・分解能によっては、「4.2.1. 空中写真」の項で示した取扱いに準じることが望ましい。

4.2.3. 地上写真等

①情報の概要

地上写真等は MMS の車載カメラ等によって、公道から道路周辺を写した写真や映像のことであり、建物や道路データの取得など、特に地形測量分野で活用されている。

なお、Google ストリートビューをはじめとする民間の商用サービスでは、測量用途ではない高精細の地上の画像が広く一般にウェブ公開されている。その際、個人の顔、家屋の表札、自動車のナンバーといった特定の個人を識別し得る情報は判別不能な状態になるよう編集・加工することが、商用サービスによるウェブ公開の前提条件となっている。

②法令の規定による閲覧、開示等の規定

基本測量として撮影された場合の地上写真は、測量法第 27 条第 3 項の規定の「国土地理院の長は基本測量の測量成果及び測量記録を国土交通省令で定めるところにより、これを一般の閲覧に供しなければならない。」に該当する測量成果である。

また、公共測量として撮影された地上写真は、測量法第 42 条の規定の、「国土地理院の長は、公共測量の測量成果の写し及び測量記録の写しを保管し、国土交通省令（測量法施行規則第 2 条の 3）で定めるところにより、これらを一般の閲覧に供しなければならない。」に該当する測量成果である。

③個人情報該当性

地上写真は、人の顔や家屋の表札、自動車のナンバー等が写り込んでおり、それらが特定の個人を識別し得るものであった場合、個人情報に該当する可能性が高いと考えられる。

④地方公共団体における運用実態

公共測量においては、地形測量の分野において、MMS の車載カメラによる地上写真が活用されている場合がある。

地上写真は、特定の個人を識別できる情報や他人にみだりに知られたくない私生活などに関する情報を含む場合があり、その取扱いが明確になっていないことなどから、公共測量により撮影した地上写真の閲覧・提供を実施している地方公共団体は、ほとんどないと考えられる。

⑤利用・提供に関する基本的考え方

地上写真に、人の顔や家屋の表札、自動車のナンバー等が個人を識別し得る状態で写り込んでいる場合、この地上写真は個人情報に該当する可能性が高いと考えられる。特定の個人が識別できる状態で利用・提供することがあらかじめ特定した利用目的の範囲内であるか検討し、利用目的以外の利用・提供に当たっては、少なくとも、特定の個人が識別できる部分を判別不能な状態に編集・加工する必要がある。なお、編集・加工をした場合でも他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合は処理後の写真についても当該行政機関等においては引き続き個人情報として取り扱う必要があることに注意が必要である。この場合、個人情報保護法の規定に従って適切に判断し、利用・提供を判断するとともに、利用の制限の設定等の措置を検討する必要がある。地上写真について行政機関等以外の第三者への提供を恒常的に行う場合には、これらの公開等を行うことについて、あらかじめ個人情報の利用目的として特定し、当該利用目的の達成に必要な最小限の範囲内で行う必要がある。また、利用目的以外の目的のために臨時的に利用・提供する場合は、法令に基づく場合を除き、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、同法第 69 条第 2 項各号のいずれかに該当する必要がある。

地上写真を提供する場合は、あらかじめ基本法の理念に沿った目的と効果を明確にし、広く一般に周知した上で、懸念される撮影対象、撮影状況に応じて、当該被写体の塗り潰しやぼかし等の加工措置やこれを効率的に実施するための作業手順等を整えておくことが望ましい。その上で、当該写真に関係する本人からクレームが寄せられ、その理由が妥当であると判断される場合は迅速に当該部分を秘匿したり提供を停止したりすることができるよう、体制を整備することが必要である。その際、塗り潰しやぼかし等の加工措置に係る費用や情報公開請求の際の対応などの運用に留意が必要である。また、地上写真の提供の事実と求めに応じて秘匿処理等を行うことについて、ウェブ上に公開しておくなど関係する本人が容易に知りうる状態におき、広く一般に周知することに留意することが必要である。

なお、クレームが寄せられた場合は、有事・緊急時、統計の作成や学術研究の目的など、個人情報保護法令における利用目的以外の利用・提供制限の例外的な事項を参考にして、提供して良い範囲を検討することが考えられる。

【参考】地上写真の提供に関するアンケート結果

一般国民を対象として実施したアンケート結果（国土地理院、平成 22 年 9 月）によれば、地上写真の提供を拒否する回答者の割合は、人の顔や家の表札、自動車のナンバープレート等の個人情報等を判別不可能に加工・処理した場合であっても、撮影場所や被写体によって大きく変動した。3 割の回答者が提供を拒否する地上写真もあれば、8 割の回答者が拒否する地上写真もあった。

4.2.4. 点群データ

①情報の概要

点群データは、三次元測量で得られた三次元座標を持った点データの集合をいう。測量用航空機、UAV、車両や人（バックパック）などに搭載されたレーザーセンサーにより観測したデータであり、ICT 施工における出来高管理、地形の判読、地図・図面データの整備など多くの分野・場面で活用されている。点群データを取得する際には、同時にカメラ画像を撮影し、その画像をもとに点群データの色彩の付与や地物の判別に利用している場合がある。なお、計測の際に、点群やカメラ画像に歩行者等が写り込む場合がある。

②法令の規定による閲覧、開示等の規定

点群データ全般に関して測量法における閲覧、開示等の規定はないが、測量法に基づく基本測量又は公共測量として整備されている場合がある。

基本測量として整備された場合は、測量法第 27 条第 3 項の規定で、国土地理院の長は基本測量の測量成果及び測量記録を国土交通省令（測量法施行規則第 2 条の 3）で定めるところにより、これを一般の閲覧に供しなければならない。

また、公共測量として整備された場合は、測量法第 42 条の規定により、国土地理院の長は、公共測量の測量成果の写し及び測量記録の写しを保管し、国土交通省令（測量法施行規則第 2 条の 3）で定めるところにより、これらを一般の閲覧に供しなければならない。

③個人情報該当性

現在の測量技術により取得される点群データは、その点密度・点群取得頻度を踏まえると、歩行者等が写り込んだ場合は個人に関する情報には該当するが、そのデータ単体で特定の個人を識別できる可能性は低いため、点群データがそれ単体で個人情報に該当する可能性は低いと考えられる。

レーザ点群データ取得時に同時に取得するカメラ画像については、地上の車両・人による測量の場合、特定の個人が識別できる形で歩行者等の写り込みが生じる可能性がある。この場合、このカメラ画像は個人情報に該当する。このとき、行政機関等において、当該特定の個人を識別することができる同時に取得したカメラ画像と容易に照合することが可能な状態で点群データを保有し、それにより特定の個人を識別することができる場合には、その点群データも個人情報に該当することとなる。

なお、航空機から取得されるカメラ画像については、前述の通り、通常は個人情報に該当しない。また、UAV から取得されるカメラ画像については、極端に人に接近させる飛行を行う、カメラを斜めに据え付けて撮影するなどしない限りは、その画像により特定の個人を識別できる可能性は低く、通常は個人情報に該当しない。このときは、同時に取得した点群データも個人情報に該当しないこととなる。

また、点群データを保有する行政機関等における当該情報の個人情報該当性の判断にかかわらず、点群データの情報を利用する事業者において、当該情報をこのように他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別することができない場合には、当該事業者等が利用する点群データは個人情報に該当しないと考えられる。

④地方公共団体における運用実態

点群データは、測量用航空機による取得のほか、ICT 施工での出来高管理、三次元都市モデルの作成等を目的に取得しており、地方公共団体によっては、オープンデータとして公開している場合がある。

また、地下空間の三次元モデルの作成を目的に、地下空間の点群データを取得している例もある。

⑤利用・提供に関する基本的考え方

点群データが単体では個人情報に該当しない場合でも、同時に取得するカメラ画像が個人情報に該当する場合は、容易照合性を満たし、点群データも個人情報に該当する。そのため、保有個人情報である点群データをオープンデータ等として一般に提供する場合には、個人情報保護法の規定に従って適切に判断し、利用・提供を判断するとともに、利用の制限の設定等の措置を検討する必要がある。点群データについて行政機関等以外の第三者への提供を恒常的に行う場合には、これらの公開等を行うことについて、あらかじめ利用目的として特定し、当該利用目的の達成に必要な最小限の範囲内で行う必要がある。

また、利用目的以外の目的のために臨時的に利用・提供する場合は、法令に基づく場合を除き、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、同法第 69 条第 2 項各号のいずれかに該当する必要がある。保有個人情報に該当する点群データについての利用目的の特定に当たっては、保有個人情報である点群データの外部への提供も利用目的として設定することとなると想定されるところ、実際の提供の場面において、容易に照合することにより特定の個人が識別される可能性のあるカメラ画像を同時に提供しないことや、特定の個人を識別することを目的として他の情報と照合する行為を禁ずる等の利用規約の遵守を提供先に求めること等、適切な安全管理措置を講ずることで、個人の権利利益を侵害しないようにする必要がある（「3.6. 保有個人情報に係るその他の留意点」）。

5. 地理空間情報の利用・提供に鑑みた段階別の個人情報等の適正な取扱いのための方策

測量成果等は汎用性が高く、測量成果等を作成した機関の内部の他の部局、他の行政機関等や一般など、広く利用の需要がある。測量成果等が一般的に、

- ・測量成果等を得るため、発注仕様書等に基づく請負契約により測量作業が実施される。
- ・測量作業の結果を納品仕様に従って処理し、測量成果等が納品される。
- ・測量成果等は、庁内業務・公共測量等のため利用・提供されるほか、一般国民等への公開・頒布・個別提供等を通して民間等でも利用される。

という流れで、整備、管理、利用・提供されることを踏まえると、提供の可否の判断だけではなく、測量成果等の整備から、管理、利用・提供までの各段階において、適正に個人情報等の取扱いを行うことが必要である。

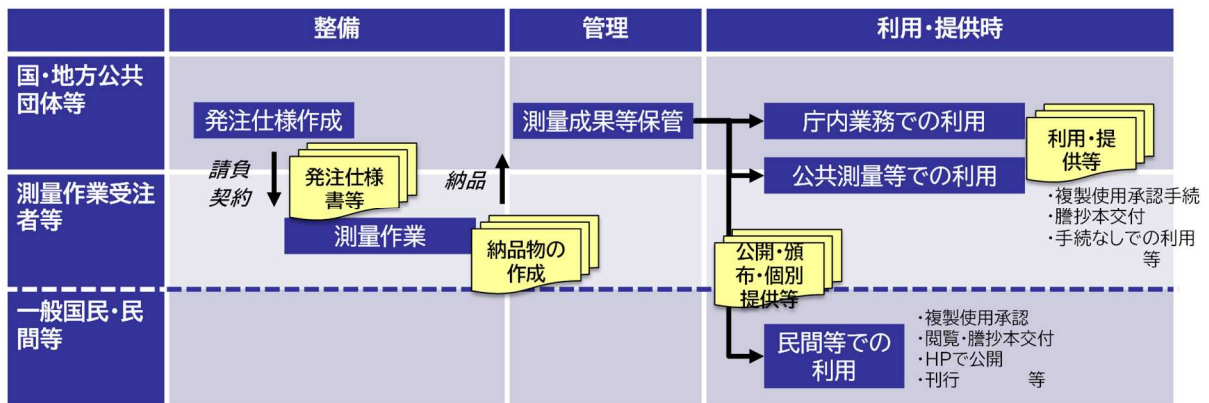


図 5-1 測量成果等の整備、管理、利用・提供の流れ

以下では特に個人情報を取り扱う場合の、利用・提供に鑑みた段階別の個人情報等の適正な取扱いのための方策の考え方と推奨すべき方策を示す。

5.1. 整備段階における方策

- ・土地の所有者等の個人名等を記載する測量記録では、あらかじめ想定される利用・提供について、当該個人情報の利用目的として特定しておく。また、個人情報を直接取得するときはその利用目的を明示し、本人の了解を取っておくことが必要であり、発注仕様書や作業規程等にその旨を定めておくことが重要である。
- ・個人情報が直接記載された形で地図を作製する場合は、個人情報保護法に従い必要な措置を行う。また、地図を電子データで作成する場合は、レイヤ構成や電子ファイル等で個人情報と個人情報でないその他の情報をあらかじめ分離した形で作成する。なお、これらの対応は積算の透明性を考慮し、発注仕様書に定めておくことが必要である。
- ・作業の過程で収集、作成するデータについても、個人情報に該当するものは作業過程ごとに情報にアクセスできる部署、作業者などを制限する。
- ・MMS や地上写真・レーザなどの写り込み等によって特定の個人を識別可能な情報を取得することが想定される測量作業の委託に際しては、測量作業の際に測量作業機関等測量作業の実施主体から通行人等に対して知らしめるべき事項や納品物における取扱いを発注仕様書等において明記する。

- ① 土地の所有者等の個人名等が記載された測量記録を作成・公開をする場合は、あらかじめその旨を当該個人情報の利用目的として特定しておくことが必要である。また、行政機関等が個人情報を書面で直接取得するときはその利用目的を明示することが必要である（個人情報保護法第 62 条）。測量成果等の取得を円滑に進める上では、利用目的を明示したことについて本人の了解を取ること等を発注仕様書に定めておくことが重要である。
- ② 地図を電子データで作製する場合は、後の管理、利用・提供段階における個人情報の取扱いを容易にするために、図 5-1 に示すように、レイヤ構成や電子ファイル等で個人情報と個人情報でないその他の情報をあらかじめ分別した形で作製しておくことが必要である。

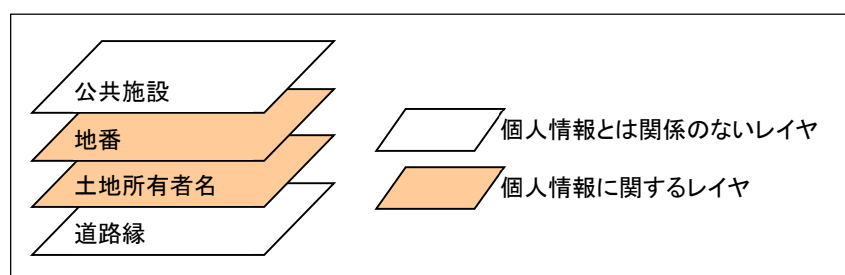


図 5-2 個人情報とその他の情報を分別作製

- ③ 整備段階における個人情報の漏えい等を防止するために、個人情報に該当するデータについては、作業過程ごとに情報にアクセスできる部署、作業者などを制限することが必要である。作業は業者委託が多く、整備段階は個人情報に触れる作業者が最も多くなる。業者との委託契約の中で個人情報の取扱いについて定めておくことも必要であるが、アクセスできる範囲をあらかじめ限定しておくことで、個人情報の漏えい等の危険性を減らすことが重要である。

整備後の管理、利用・提供段階における情報管理にも通じることであり、電子データで整備する場合も書面の場合でも、情報へのアクセスを制御する仕組み（システム環境）を構築しておくことが重要である。

- ④ 行政機関等が測量作業の実施主体に測量作業を委託する際には、発注仕様書等において測量作業や測量成果等の内容等を明確にしておくことが必要である。特に地上写真等（点群データの取得時に撮影するものを含む）の「写り込み」によって個人情報に該当する可能性がある情報を取得することが想定される測量作業の委託に際しては、地上写真等の取得時において測量成果の納品を受ける主体の名称や測量作業中であることなどの測量作業の際に測量作業機関等測量作業の実施主体から通行人等に対して知らせるべき事項を測量作業車等に明示する旨の指示のほか、個人情報（地上写真のみならず容易照合性により特定の個人の識別の可能性がある点群データを含む）の利用目的や、納品物となる測量成果等において個人情報に該当する可能性がある情報の取扱いなどを発注仕様書等において明記することが望ましい。

5.2. 管理段階における方策

- ・収集・整備した測量成果等は、個人情報に該当する成果等とその該当箇所を明確に把握・記録しておくものとし、個人情報と個人情報でないその他の情報を容易に分離可能な状態で保管する。
- ・担当部署以外への情報漏えいや外部からのアクセスができないようにする。
- ・正規の担当者が個人情報を取り扱い、個人情報を含むデータが他のデータと重ね合わされた形で出力されることもある。この場合、当該出力図は個人情報に該当するため取扱いには留意する必要がある。
- ・不正アクセスへの対応等、個人情報の適正な取扱いの観点からセキュリティの強化にも繋がるため、アクセスログや操作記録を日常的に取得しておくことが望ましい。
- ・地上写真等の「写り込み」により個人情報が含まれる測量成果等を含む場合には、当該測量成果等は保有個人情報として取り扱うことが必要である。
- ・収集・整備した測量成果等に点群データと同時に取得した地上写真等が含まれ、当該写真が個人情報に該当する場合には、容易照合性の観点から点群データも保有個人情報として管理することが必要である。
- ・保有個人情報の漏えい等を防ぐため、安全管理措置を講じる必要がある。
- ・測量成果等が保有個人情報に該当する場合は、何人も自己を本人とする保有個人情報の開示請求を行うことができる。

- ① 収集・整備した測量成果等は、個人情報に該当する成果等とその該当箇所を明確に把握・記録し、個人情報と個人情報でないその他の情報を分別した形で保管しておく必要がある。これは、利用・提供段階における保有個人情報の取扱いを容易にするためである。
- ② 担当部署以外への情報漏えいや外部からのアクセスができないようにしておく必要がある。電子データで整備された保有個人情報は ID 等による部署（人）単位でアクセスを制御し、個人情報を含む書面の場合は施錠や管理簿等による管理を行う必要がある。また、共用システムの情報と個人情報を含む情報を照合するような業務を行う場合があるため、関係者以外の執務室への入室を制限する、入室記録を取る等の措置が必要となる。
- ③ 保有個人情報にアクセスする権限のある担当者が保有個人情報を取り扱い、個人情報を含むデータが他のデータと重ね合わされた形で出力されることもある。このような場合、当該出力図は保有個人情報に該当するため、取扱いには留意する必要がある。
- ④ 保有個人情報の不正アクセス等を回避する対応として、いつ、誰が、どのような個人情報を含む地理空間情報を操作したのか、アクセスログや操作記録を日常的に取得し、監視しておくことが有効である。
- ⑤ 収集・整備した測量成果等に地上写真等の「写り込み」により個人情報が含まれる測量成果等を含む場合には、当該測量成果等は保有個人情報として取り扱うことが必要である。ただし、特定の個人を識別できる部分をマスキングし、マスキング前の測量成果等を破棄した場合で、その他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができる場合に該当しない場合には、マスキング後の測量成果等は個人情報に該当しない。
なお、「写り込み」による個人情報が含まれる測量成果等の集合物は、特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物と

は通常はみなされないため、個人情報ファイル（2.1.1. 用語の定義 を参照）には該当しない。

- ⑥ 測量成果等として点群データを管理する際は、収集・整備した測量成果等に点群データと同時に取得した地上写真等が含まれ、当該写真が保有個人情報に該当する場合には、容易照合性の観点から点群データを保有個人情報として管理することが必要である。

なお、地上写真等において特定の個人を識別できる部分をマスキングした上でマスキング前の地上写真等を破棄した場合で、その他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができる場合に該当しない場合や、点群データ自体にマスキング等の処理を行うなど、容易照合性を満たさない点群データについては、個人情報に該当しないと考えられる。

- ⑦ 行政機関等においては、その取り扱う保有個人情報の漏えい、滅失又は棄損の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置（安全管理措置）を講じることが規定されている（法第 66 条）。

この安全管理措置には、保有個人情報を取り扱う外的環境の把握として、クラウドサービス利用時における措置も含まれている。外国にある民間事業者のクラウドサービスを利用する場合や国内にある事業者であっても外国に所在するサーバに保有個人情報が保存される場合においては、クラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国について、行政機関等は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることが求められる。

- ⑧ 収集・整備した測量成果等に地上写真等の保有個人情報に該当する可能性がある情報が含まれる場合、何人も行政機関の長等に対して自己を本人とする保有個人情報に係る開示請求を行うことができる。開示請求が行われた場合の対応等は「事務対応ガイド」に説明されている。保有個人情報の開示を行う場合には開示請求者に特定した利用目的を通知しなければならないことから（法第 82 条第 1 項）、利用目的の特定の方法として、利用目的について内部的に整理したものを文書化しておくといった対応を行っておくことが望ましい。

なお、測量成果等に係る開示請求においては、開示請求の宛先は行政機関の長等であって測量作業機関は開示請求の宛先にはならない。また、開示請求者以外の個人に関する情報が不開示情報となる規定（部分開示）及び部分開示は不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことが可能である場合に限定する規定がある。

5.3. 利用・提供段階における方策

測量成果等の利用・提供段階における個人情報等の適正な取扱いのための方策について、利用・提供する主体ごとに、「5.3.1. 内部利用」、「5.3.2. 外部提供」をそれぞれ行う場合に分けて解説する。

5.3.1. 内部利用

- ・担当部署以外でも個人情報を含まないデータを円滑に利用できるよう、共用システムへの格納時に分離して格納する等、利用時には分離して扱えるようにすることが望ましい。
- ・個人情報を含むレイヤとそれ以外のレイヤを分離し利用者 ID 等によりアクセス制御することで、保有個人情報を取り扱う担当部署がストレスなく個人情報を含むデータを利用できるような仕組みが必要である。
- ・個人情報とその他の情報を分離できない場合は、加工処理や提供制限を行う必要がある。
- ・個人情報の適正な扱いに関する正しい知識習得のため、研修会の実施や人材育成を進めていく必要がある。
- ・内部利用が整備段階で想定される場合には、あらかじめ内部利用を含む利用目的を特定しておく必要がある。

- ① 庁内利用に当たって、担当部署以外でも個人情報を含まないデータは円滑に利用できるようにする必要がある。

整備した測量成果等を担当部署以外の部署が使用しようとした際、その都度、個人情報を含むものか否かを判断した上で取扱いを決めていては、作業が煩雑で非効率的であるとともに、間違いが生じる可能性も増える。電子データで個人情報を分別した形で整備しておけば、図 5-3 に示すように、担当部署以外も利用可能なレイヤの円滑な利用が可能である。

- ② 担当部署（個人情報を含む測量成果等の管理部署）での利用を妨げないように考慮する必要がある。

庁内での共有を進めるために個人情報を分別整備・管理しても、担当部署が保有個人情報とそれ以外の情報を一体で使用する際に余計な手間がかかってしまつては業務の円滑な執行を妨げることになる。図 5-2 に示すように、レイヤを分離した個人情報とそれ以外の情報を利用者 ID 等によりアクセス制御し、担当部署がストレスなく個人情報を含むデータを利用できるような仕組みが必要である。

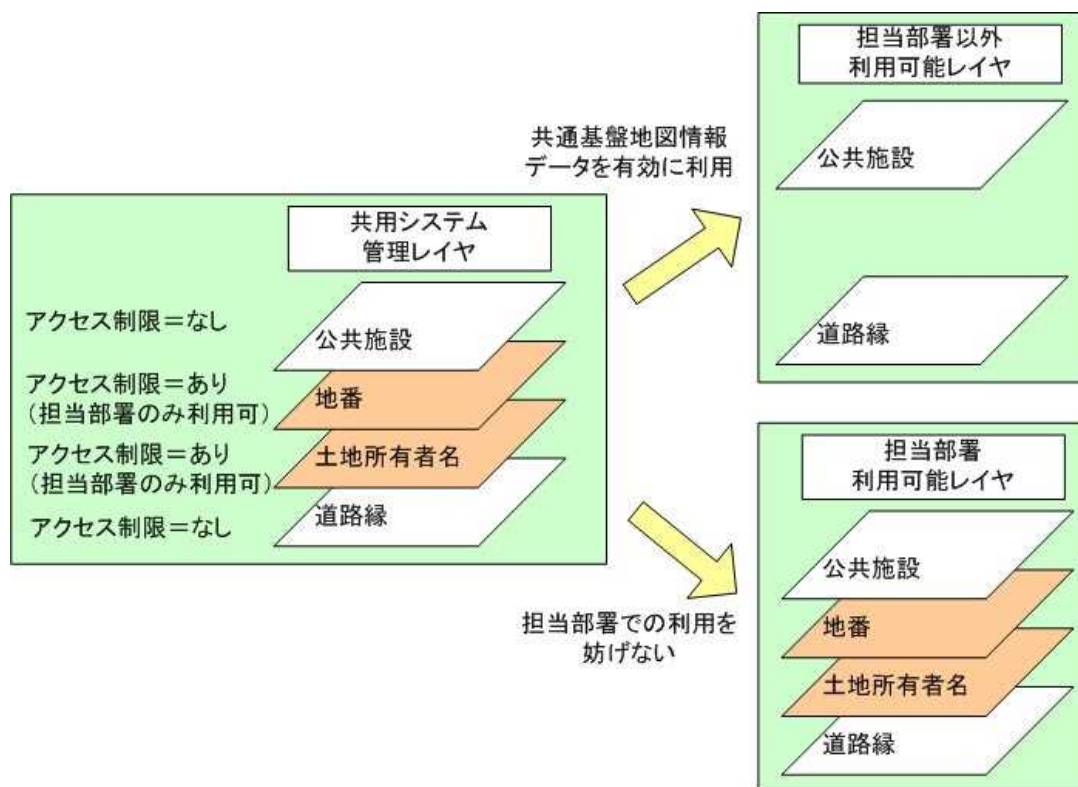


図 5-3 個人情報の適正な取扱いを考慮したアクセス制限を想定した庁内共有イメージ

- ③ 個人情報とその他の情報を分離できない場合は、加工処理や提供制限を行う必要がある。個人情報を含む場合の具体的な加工措置として、その内容を表 5-1 に示す。

表 5-1 各データ種類における加工措置例

種類	加工措置	内容
地図	塗り潰し（マスキング）	印刷済み地図の個人情報を塗り潰す
	表示レイヤの設定	個人情報レイヤを非表示にする
	個人情報レイヤの削除	提供時に個人情報レイヤを削除する
	ポリゴン構造破棄	個人情報とそれ以外の情報がレイヤで分かれていない場合、付与属性が一括で削除される
	代表点削除	同上
	単位地区の統合	データを照合させる精度を低下させるための代表点の統合
空中写真等	解像度の低減	低解像度での提供

- ④ 個人情報を扱うに当たり、研修会等を実施して個人情報の適正な取扱いに関する正しい知識を習得させるなど、人材育成を進めていく必要がある。
- ⑤ 行政機関等は法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合において利用目的の範囲内で保有個人情報を利用できるが、内部利用において利用目的の達成に必要な最小限の範囲を超える場合においては、その利用が利用目的以外の臨時的な利用・提供の場合で、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、法第 69 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認める時に、利用目的以外の利用・提供ができる。

5.3.2. 外部提供

- ・ 個人情報を含む測量成果等は特定の個人が識別できる部分を別のレイヤに分離して電子化したうえで、個人識別部分に該当するレイヤとは別に利用・提供する。
- ・ 保有個人情報を外部提供する場合は、当該保有個人情報を提供することをあらかじめ利用目的として特定しておく必要がある。また、当該保有個人情報の提供が、あらかじめ特定した利用目的の範囲内の提供であったとしても、当該保有個人情報の提供により、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないように安全管理措置（例えば点群データの場合は特定の個人を識別することを防ぐため、カメラ画像と同時の提供を行わない 等）を講ずる必要がある。
- ・ 外部公開サーバと庁内利用のためのサーバを分離する。
- ・ 個人情報を含んだ測量成果等を提供する場合、個人情報が適切に処理されるよう、また個人情報の適正な取扱いの観点から不当な二次利用が行われることがないように、当該個人情報の利用に関して付す制限等について必要な措置を講じることが求められる。
- ・ 外部への提供・公開に当たっても、その保有個人情報の提供が、あらかじめ特定した利用目的の範囲内の提供であったとしても、当該保有個人情報の提供により、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないように注意する。また、プライバシー保護の観点からクレームが寄せられた場合は秘匿処理等を行う。

① 個人情報を含む測量成果等は特定の個人が識別できる部分を分離して電子化する。

法令に基づく場合や法第 69 条第 2 項各号に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために個人情報を含む測量成果等の外部への提供は原則認められない。一方で、レイヤ処理等によって個人識別部分に該当するレイヤとそれ以外のレイヤが別個の行政文書としてみなせる前提であれば、それ以外のレイヤについては個人識別部分に該当するレイヤとは別に利用・提供することが考えられる。そのため、個人情報を含む測量成果等は特定の個人が識別できる部分を別のレイヤに分離して電子化しておくことや、容易照合性を満たす可能性がある測量成果等については容易に照合できないよう別のレイヤに分離して電子化しておくことが望ましい。

ただし、利用・提供先において容易照合性を満たさない測量成果等の場合も、提供元において容易照合性を満たす場合は保有個人情報の提供に該当するため、あらかじめ整備段階において想定される、法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合における利用目的として、外部利用が可能なように利用目的を特定しておくことが望ましい。

② 保有個人情報を外部提供する場合は、その保有個人情報の提供が、あらかじめ特定した利用目的の範囲内の提供であったとしても、当該保有個人情報の提供により、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないように注意する。また、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めることなども検討する。

例えば、同時に取得したカメラ画像との容易照合性を満たすことで保有個人情報に該当する点群データをオープンデータとして公開する場合は、当該データをオープンデータとして公開することをあらかじめ利用目的として特定しておく必要がある。また、公開にあたっては、個人情報保護法の趣旨に基づく当然の要請として、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにする必要があることから、特定の個人が識別される可能性のある

カメラ画像を同時に提供しない等、適切な安全管理措置を講ずる必要がある。

なお、点群データは、その取得方法や、点群データが色付きであるか否か、カメラ画像も同時に提供するか等により個人の権利利益の侵害の可能性が異なってくることから、それらに応じて適切な安全管理措置を講ずる必要がある。

- ③ 外部公開サーバと庁内利用のためのサーバを分離しておく必要がある。

インターネットを通じて測量成果等を一般に公開する場合には、不特定多数の者が閲覧できるという特性に十分に留意した対応が必要と考えられる。これを踏まえ、外部公開用サーバと庁内利用サーバを分離し、個人識別部分に該当しないレイヤのみ提供を行うなどの措置が求められる。(図 5-3 外部サーバの分離 参照)

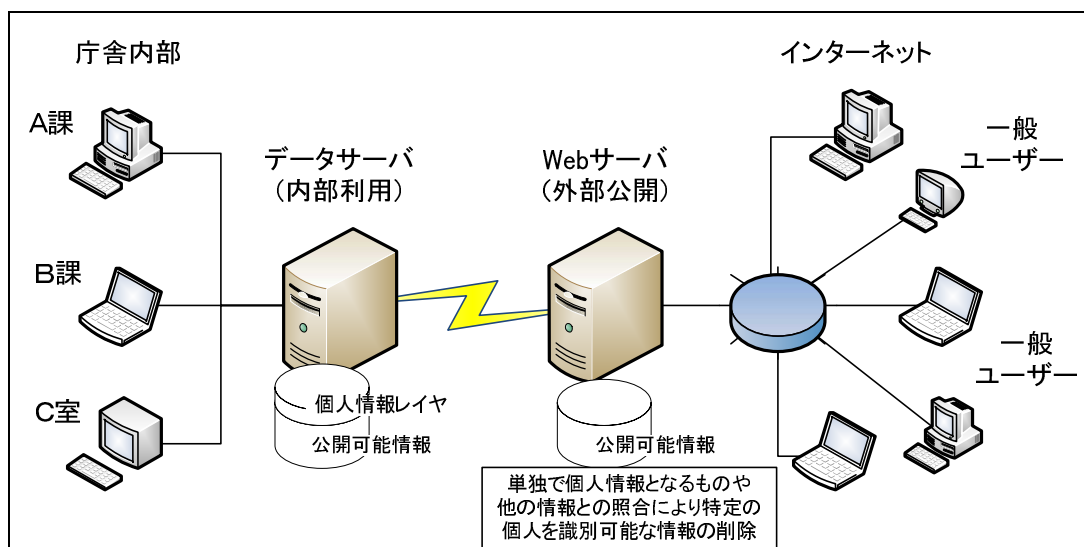


図 5-4 外部サーバの分離

- ④ 個人情報を含んだ測量成果等を提供する場合、個人情報が適切に処理されるよう、また個人情報の適正な取扱いの観点から不当な二次利用が行われないよう、当該個人情報の利用に関して付す制限等について必要な措置を講じることが求められる(個人情報保護法 70 条)。例えば、守秘義務に係る契約・誓約書の提出を求めることや、利用規約において他の情報と照合する等して特定の個人を識別する行為の禁止等を定めること等が考えられる。

- ⑤ 外部への保有個人情報の提供において、あらかじめ特定した利用目的の範囲内の提供であったとしても、当該保有個人情報の提供により、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないように注意する。また、プライバシー保護の観点からクレームが寄せられた場合は秘匿処理等を行う。

電子データで作製したものについては、整備・管理段階で個人識別部分とその他の情報を分離しておけば、公開可能な情報のみを外部提供することは技術的に容易である。また、プライバシー保護の観点から、特にウェブ公開し、閲覧に供する地上写真、空中写真において当該写真の関係する本人よりクレームが寄せられ、その理由が妥当であると判断される場合は、迅速に当該部分を秘匿したり、提供を停止したりすることができるよう体制を整備することが不可欠である。この際、空中写真、地上写真の提供の事実と、秘匿処理等

を求めに応じて行う旨について、ウェブ公開などの手段により広く一般に周知することが必要である。

6. その他

6.1. 参考となるその他ガイドライン等

測量成果等の活用における個人情報の取扱いに関して、参考になると考えられる外部のガイドライン等を表 6-1 に示す。

表 6-1 参考となるその他ガイドライン等

資料名	概要	発行者	発行年月
個人情報の保護に関する基本方針	個人情報保護法第 7 条第 1 項の規定に基づき政府が策定した基本方針。、個人情報の保護に関する施策の推進の基本的な方向及び国が講ずべき措置を定めるとともに行政機関等、個人情報取扱事業者及び認定個人情報保護団体等の主体が講ずべき措置に関する基本的な事項等が示されている。	(掲載先：個人情報保護委員会)	平成 16 年 4 月 2 日閣議決定、令和 4 年 4 月 1 日一部変更
地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン	地理空間情報の活用の際の個人情報の取扱いを示したガイドライン。本書測量成果等編ガイドラインは、このガイドラインとの整合を図っている。	地理空間情報活用推進会議	令和 4 年 6 月改正
カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0	カメラ画像の利活用に際して、個人情報保護法の適用下におけるプライバシー保護や適切なコミュニケーション等への配慮事項が説明されている。 カメラ画像の利活用時の配慮事項（事前告知時、取得時、取扱い時、管理時の各配慮事項）の説明等が、主に地理空間情報の整備段階において参考になると考えられる。	IoT 推進コンソーシアム、総務省、経済産業省	令和 4 年 3 月改定
都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン	個人情報保護の観点を踏まえた都市計画基礎調査情報の利用・提供の考え方が整理されている。 主に都市計画基礎調査の利用・提供の検討において参考になると考えられる。	国土交通省 都市局	平成 31 年 3 月
政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群	行政機関等が遵守すべきサイバーセキュリティ対策等について説明されている。 主に地理空間情報の管理段階における情報セキュリティ対策の参考になると考えられる。	内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター	令和 3 年 7 月

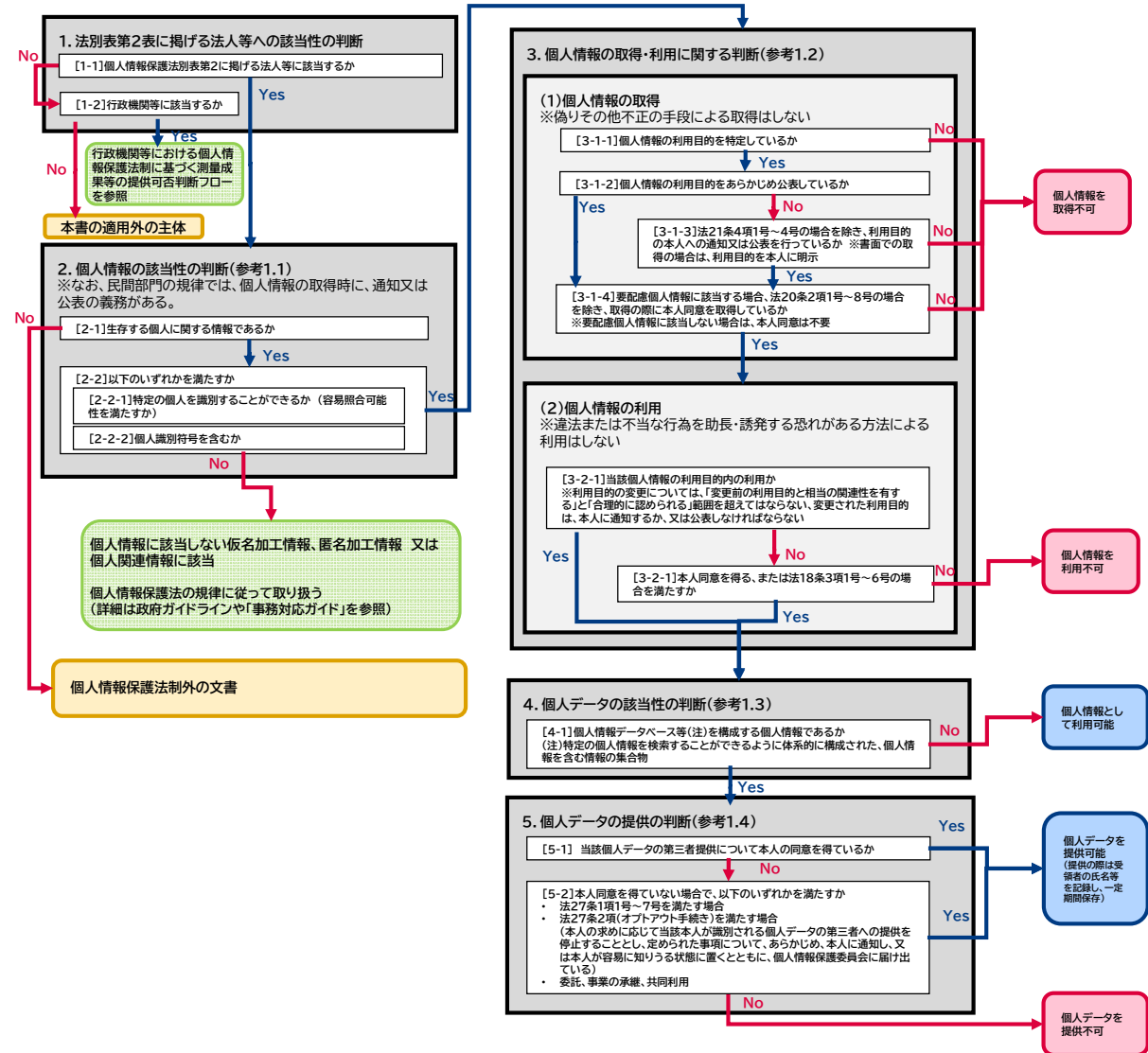
資料名	概要	発行者	発行年月
避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	災害対策基本法の改正（令和 3 年 5 月）により、避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成を市町村の努力義務とするとともに、作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者への情報提供について、個人情報保護条例等との関係を整理の上、規定が新設されたことにより改定された。 主に避難行動要支援者の名簿等の具体的な運用上の留意点等の参考になると考えられる。	内閣府防災担当	令和 3 年 5 月改定
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）	個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として定められたガイドラインである。 主に個人情報該当性の判断や利用・提供における必要な手順等の判断の参考になると考えられる。	個人情報保護委員会	平成 28 年 11 月（令和 4 年 9 月一部改正）
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）	仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いについて説明されている。 主に仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いを検討する際に参考になると考えられる。	個人情報保護委員会	平成 28 年 11 月（令和 4 年 9 月一部改正）
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）	行政機関及び独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保するために定められたガイドラインである。 主に個人情報該当性の判断や利用・提供における必要な手順等の判断の参考になると考えられる。	個人情報保護委員会	令和 4 年 1 月（令和 4 年 9 月一部改正：令和 5 年 4 月施行分）
個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）	行政機関等の職員による個人情報等の取扱いに係る手順や参考となる法令の条項の考え方が説明されている。 主に個人情報該当性の判断や利用・提供における必要な手順等の判断の参考になると考えられる。	個人情報保護委員会事務局	令和 4 年 2 月（令和 4 年 10 月一部改正：令和 5 年 4 月施行分）

6.2. 本ガイドラインの見直し

個人情報の保護についての考え方は、社会情勢の変化、技術の進歩等に応じて変わり得るものであり、次期の個人情報保護法の見直しや測量成果等を取り巻く状況等諸環境の変化に対応して本ガイドラインは必要に応じ、随時検討を加え、その結果に基づいて見直し等の措置を講じるものとする。

■参考資料 法別表第2に掲げる法人等に適用される個人情報保護法の規律

本参考資料では、法別表第2に掲げる法人等に適用される個人情報保護法の規律を踏まえ、個人情報の利用・提供可否等の判断フローを示し、その内容を解説する。



図参考-1 個人情報保護法制に基づく測量成果等の提供可否判断フロー（測量成果等編）
法別表第2に掲げる法人等の場合

参考 1.1 個人情報の該当性の判断

個人情報は個人情報保護法第 2 条第 1 項で定義されており、民間部門・公的部門の規律に共通する概念である。そのため、個人情報の該当性の判断における留意事項等は公的部門の規律と同様である。

詳細は本書 3.2.3. 個人情報への該当性の判断、「通則編」の「2-1 個人情報（法第 2 条第 1 項関係）」を参照のこと。

なお、本書では、以降、一部の規律について民間部門の規律（法第 4 章）が適用される法別表第 2 に掲げる法人等が個人情報取扱事業者¹¹であることを前提として説明する。

参考 1.2 個人情報の取得・利用に関する判断

法別表第 2 に掲げる法人等が保有する測量成果等が個人情報に該当する場合には、個人情報の取得・利用に当たって個人情報保護法の規律に従う必要がある。法別表第 2 に掲げる法人における個人情報の取得・利用等については、公的部門の規律（個人情報保護法第 5 章）と異なる規律（同法第 4 章）が適用される点に留意する必要がある。

以下では、個人情報の取得・利用について、その判断に必要な事項を説明する。詳細は「通則編」の「3-1 個人情報の利用目的（法第 17 条・第 18 条、第 21 条第 3 項関係）、3-2 不適正利用の禁止（法第 19 条関係）、3-3 個人情報の取得（法第 20 条・第 21 条関係）」を参照のこと。

① 個人情報の取得

個人情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得してはならない（法第 20 条第 1 項）。

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない（個人情報保護法第 17 条第 1 項）ことが規定されている。

利用目的をできる限り具体的に特定することについて、「通則編」では、「利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が個人情報取扱事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい」と、「あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的の特定に当たっては、その旨が明確に分かるよう特定しなければならない」と説明されている。

¹¹ 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等（別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び法第 2 条第 10 項に規定する地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 21 条第 1 号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第 2 号若しくは第 3 号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。）を除いた者をいう。詳細は、通則編の「2-9 個人関連情報取扱事業者（法第 16 条第 7 項関係）」を参照のこと。

また、個人情報取扱事業者においては、利用目的の通知¹²又は公表¹³の義務も課されている（個人情報保護法第21条第1項）。「通則編」では、「個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない」とされている。そのため、「個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない。」と説明されている。

更に、個人情報取扱事業者は、契約書や懸賞応募はがき等の書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等の電磁的記録により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない（法第21条第2項）。

上記の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、法第21条第1項から第3項までにおいて利用目的の本人への通知、公表が求められる場合であっても、当該利用目的の通知等は不要である（法第21条第4項）。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

更に、当該個人情報が要配慮個人情報であった場合には、当該要配慮個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、次の(1)から(8)までに掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない（法第20条第2項）。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情

¹² 通知について、「通則編」では、「「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。」と説明されている。

¹³ 公表について、「通則編」では、「「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるよう公表すること）をいい、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。」と説明されている。

報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

- (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- (8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

詳細は、「通則編」の「3-3-3 利用目的の通知又は公表（法第 21 条第 1 項関係）」、「3-3-4 直接書面等による取得（法第 21 条第 2 項関係）」、「3-3-5 利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第 21 条第 4 項関係）」を参照のこと。

① 個人情報の利用

個人情報取扱事業者は、法第 17 条第 1 項により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない（法第 18 条第 1 項）。

次に掲げる場合については、法第 18 条第 1 項及び第 2 項において、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うに当たり本人の同意を得ることが求められる場合であっても、当該同意は不要である（法第 18 条第 3 項）。

- 法令に基づく場合（法第 18 条第 3 項第 1 号関係）
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 18 条第 3 項第 2 号関係）
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 18 条第 3 項第 3 号関係）
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（法第 18 条第 3 項第 4 号関係）
- 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この項において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（法第 18 条第 3 項第 5 号関係）

詳細は、「通則編」の「3-1-5 利用目的による制限の例外（法第 18 条第 3 項関係）」を参照のこと。

また、利用目的の変更も可能だが、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うことのみ可能であり（個人情報保護法第 17 条第 2 項）、変更された利用目的の通知又は公表が必要である（個人情報保護法第 21 条第 3 項）。

個人情報を含む測量成果等の利用が利用目的の範囲内であることを確認する

- ・ 利用目的の範囲内の利用である場合：

個人情報を含む測量成果等の利用が可能

- ・利用目的の範囲内の利用でない場合：
 - 本人同意を得る、又は法 18 条 3 項各号を満たす場合、利用が可能
 - ※利用目的の変更も可能（関連性があると合理的に認められる場合）

参考 1.3 個人データの該当性の判断

個人情報保護法上、民間部門の規律において重要な概念として、個人情報データベース等、個人データ、保有個人データが規定されている。

「個人情報データベース等」は、特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成された、個人情報を含む情報の集合物をいう（個人情報保護法第 16 条第 1 項）。

「個人データ」は、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう（同法第 16 条第 3 項）。

「保有個人データ」は、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人からの請求により開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する「個人データ」のことをいう（同法第 16 条第 4 項）。

各規定で例示された事項や例外等、詳細は「通則編」の 2-4 個人情報データベース等（法第 16 条第 1 項関係）、2-6 個人データ（法第 16 条第 3 項関係）、2-7 保有個人データ（法第 16 条第 4 項関係）2 を参照のこと。

個人データの定義は「個人情報取扱事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報」であるため、個人データへの該当性の判断に際しては、当該個人情報が含まれる情報の集合物が個人情報データベース等に該当するか否かを判断することとなる。

個人情報データベース等には、特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成されているものが該当する。単独で特定の個人を識別できる情報がない測量成果等の場合は個人情報に該当しない。ただし、測量記録における点の記や、居住者の氏名が記載されている地図等の測量成果など、単独で個人情報に該当する測量成果等については、これら個人情報に該当する測量成果等の集合物が、特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物となる場合は、それら個々の個人情報は個人データに該当することとなる。

また、「写り込み」による個人情報が含まれる測量成果等は、測量成果等の集合物が特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成されていない場合には、当該測量成果等の集合物は個人情報データベース等には該当しない。この場合は当該測量成果等は個人情報データベース等には該当しない。

詳細は「通則編」の「2-4 個人情報データベース等（法第 16 条第 1 項関係）」、「2-6 個人データ（法第 16 条第 3 項関係）」を参照のこと。

参考 1.4 個人データの提供の判断

以下では個人データの第三者提供について説明する。詳細は「通則編」の「3-6 個人データの第三者への提供（法第 27 条～第 30 条関係）」を参照のこと。

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意¹⁴を

¹⁴ 「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提となる。）。

また、「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者

得ないで提供してはならない（法第 18 条第 1 項）。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない（3-1-1（利用目的の特定）参照）。

本人の同意を得ていない場合でも、以下のいずれかを満たす場合には、個人データの第三者への提供が可能である。

① 法第 27 条第 1 項各号を満たす場合

法第 27 条第 1 項第 1 号から第 4 号の規定は、法第 18 条 3 項第 1 号から第 4 号までと同様の趣旨の規定であり、第 5 号から第 7 号の規定は学術研究機関等が個人データの提供をする、又は提供を受ける場合の規定である。詳細は「通則編」の「3-6-1 第三者提供の制限の原則（法第 27 条第 1 項関係）」を参照のこと。

- 法令に基づいて個人データを提供する場合（法第 27 条第 1 項第 1 号関係）
- 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（法第 27 条第 1 項第 2 号関係）
- 公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（法第 27 条第 1 項第 3 号関係）
- 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（法第 27 条第 1 項第 4 号関係）
- 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（法第 27 条第 1 項第 5 号関係）
- 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該学術研究機関等と共同して学術研究を行う第三者（学術研究機関等であるか否かを問わない。）に当該個人データを学術研究目的で提供する必要がある場合（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（法第 27 条第 1 項第 6 号関係）
- 学術研究機関等が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（法第 27 条第 1 項第 7 号関係）

② オプトアウト（法第 27 条第 2 項）による第三者提供

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、所定の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には、法第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人

が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

データを第三者に提供することができるものであり、個人情報保護法第 27 条第 2 項で規定されている。所定の事項とは、個人情報保護法第 27 条第 2 項の各号で以下の通り規定されている。詳細は「通則編」の「3-6-2 オプトアウトによる第三者提供（法第 27 条第 2 項～第 4 項関係）」を参照のこと。

- 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
- 第三者への提供を利用目的とすること。
- 第三者に提供される個人データの項目
- 第三者に提供される個人データの取得の方法
- 第三者への提供の方法
- 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 本人の求めを受け付ける方法
- その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

② 委託、事業の承継、共同利用（第三者に該当しない場合）

委託、事業の承継又は共同利用の場合については、個人データの提供先は個人情報取扱事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者に該当しないものとされている（個人情報保護法第 27 条第 5 項）。

このような要件を満たす場合には、個人情報取扱事業者は、法第 27 条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、個人データを提供することができる。

詳細は、「通則編」の「3-6-3 第三者に該当しない場合（法第 27 条第 5 項・第 6 項関係）」を参照。

■ Q & A 集

NO.	Q	A
1. 1. 目的及び適用範囲		
1	ガイドライン(測量成果等編)の対象となる地理空間情報とはどのようなものですか。	本ガイドラインでは「測量成果等」を主たる対象としています。「測量成果等」とは、「測量法」第9条で規定する「測量成果」及び「測量記録」であり、地形図をはじめとする図面や空中写真、衛星画像等の測量に係る多様な情報が該当します。
2	ガイドラインの対象となる「活用」とはどのようなものを指すのでしょうか。	行政機関等の内部における利用、行政機関等から他の行政機関等への提供、行政機関等から行政機関等以外の者への提供を指します。なお行政機関等から行政機関等以外の者への提供は、個々の法令に基づく閲覧、縦覧、写しの交付等をはじめ行政機関等が不特定多数の者に任意で提供し、自由な利用に供すること(ウェブサイトで公表することを含む。)まで含みます。
1. 2. 本書の位置付け(性格)		
3	どのような場合でも、ガイドラインにのっとった対応をしなければならないのでしょうか。	本ガイドラインは、個人情報保護法の規定に照らした地理空間情報に係る個人情報該当性の判断やその取扱い、プライバシー配慮に関する標準的な考え方を示したものであり、法的拘束力を有するものではありません。個人情報保護法制に照らした判断を行うに際しては、対象とする測量成果等の個人情報該当性や取扱い主体等に留意しつつ、このガイドラインが示す考え方を参考にしてください。
4	本ガイドラインは、地理空間情報活用推進会議による「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」(令和5年●月改正)とどのような対応関係にありますか。	本ガイドラインは、地理空間情報活用推進会議によるガイドラインを踏まえた上で、測量成果等を対象に、記述を詳細化したものです。
2. 1. 用語の定義及び関係法令の概要		
5	個人情報とはどのようなものですか。	<p>個人情報とは、個人情報保護法(第2条第1項)において、次のとおり定義されています。</p> <p>この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>1 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別す</p>

NO.	Q	A
		<p>ることができるもの（他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>2 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>なお、個人情報保護法では、「他の情報と容易に照合することができる」と定められていますが、個人情報保護条例においては、この「容易」がないものがあります。</p>
6	個人情報保護法制にはどのようなものがありますか。	<p>個人情報保護法に従う必要があります。</p> <p>なお、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法は、個人情報保護法に統合される形で、令和4年4月1日に廃止されています。また、地方公共団体等は各地方公共団体が個人情報の取扱いを規定する個人情報保護条例を定めていましたが、令和5年4月1日の改正個人情報保護法の全面施行により、個人情報保護法にて全国的な共通ルールが規定され、各地方公共団体においても個人情報保護法が適用されることとなりました。各地方公共団体においては、個人情報保護法に基づく委任規定に基づき、開示等請求における手数料等について法施行条例等を定めています。</p>
7	個人情報保護法は、どのような法律ですか。	<p>デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として定めたものです。</p>
8	個人情報の保護に関する法令は、どこで確認すればよいですか。	<p>以下のサイトで、公開されています。（令和5年●月現在）</p> <p>個人情報保護委員会「法令・ガイドライン等」</p> <p>https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/</p>
9	個人情報保護法における「個人情報」と、情報公開制度における「個人に関する情報」との違いは何ですか。	<p>個人情報保護法における「個人情報」とは、法第2条第1項で規定される、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）を指しています。また、個人情報保護法における「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情</p>

NO.	Q	A
		<p>報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わないものとされています。</p> <p>情報公開制度における「個人に関する情報」とは、行政機関情報公開法第5条第1号で規定される不開示情報に該当する条件の要件の一部であり、その規定は個人情報保護法の「個人に関する情報」の規定と重なります。ただし、同法の不開示情報には、特定の個人を識別できなくとも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものも該当します。</p>
3.1. 地理空間情報における個人情報保護の考え方		
10	測量成果等に個人情報が含まれている場合がありますか。	<p>例えば、通行人の写り込み等が生じる地上写真やMMSによる測量時に取得する写真は個人情報を含む測量成果等として取り扱う必要があります。また、これらの写真を保有する主体においては、写真と点群データを容易に照合することができ、それによって個人を特定できる可能性があることから、点群データも個人情報として取り扱うことが必要です。その他、測量記録の「点の記」には個人情報が含まれています。</p> <p>また、住所の表記を地番まで表示した地図については、その情報を用いて容易に照合することができ、それによってその土地の所有者等が判明する情報を保有する主体においては、個人情報に該当すると考えられます。なお、その地図を利用する事業者等において、このように他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができない場合には、当該事業者等においては、その地図を保有する行政機関等における個人情報該当性の判断にかかわらず、地図に含まれる情報は個人情報に該当しないと考えられます。</p>
11	「点の記」や「地番まで表記された住所の表記」は提供できませんか。	<p>「点の記」は測量法に基づき閲覧、謄抄本交付を行っています。「地番まで表記された住所の表記」については、あらかじめ法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限って特定した利用目的に、保有個人情報として行政機関等において保有されている「地番まで表記された住所の表記」の提供が含まれる場合は、保有個人情報の利用目的の範囲内での提供が可能です。また、利用目的以外の目的のためであっても、法令に基づく場合や、法69条2項各号の要件を満たす場合には、保有個人情報の提供が可能です。ただし、その場合には、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないかを検討する必要があります。</p>
12	住居番号と地番は何が違うのですか。	<p>住居番号は建物に付けられた番号であり、住居表示に関する法律で定められています。一方、地番は不動産登記法により土地の</p>

NO.	Q	A
		<p>区画ごとに定められています。</p> <p>(都市域では)集合住宅のように、一筆の土地に多数の住宅(世帯)が存在することもありますので、地番と住居番号は共に必要です。</p> <p>都市化に伴い従来、地番表示されていた住所表記が住居番号方式に変更になることがあります。この場合でも地番が消滅したわけではありません。また、土地の売買などで分筆・合筆が発生しても住居番号が変わることはありません。</p>
13	建物外周線は、特定の個人を識別できる情報に該当するのでしょうか。	建物外周線は、建築物の屋根の外周線を表すものであり、その情報単体では特定の個人を識別できる情報ではありません。
3.2. 個人情報保護法制に基づく地理空間情報の提供可否の判断基準フロー		
14	測量成果等は、必ずこのフローに基づいて提供可否を判断する必要がありますか。	<p>国、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、本ガイドラインに提示するフローに基づいて判断することが妥当です。</p> <p>また、個別の法令等に関する閲覧、縦覧、写しの交付等に係る規定がある場合は、各法令等に基づく取扱いを行ってください。</p>
15	個人情報保護法において、利用目的以外の目的のための利用や提供に関する例外規定としては、どのようなものがありますか。	<p>個人情報保護法では、次の事項を利用目的以外の目的のための臨時的な利用や提供に関する例外規定として定めています。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく場合 ・本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 ・行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 ・他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る保有個人情報を利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 ・専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
16	個人情報保護法において、利用目的以外の目的のための利用や提供に関する例外規定は、各法令のどこに規定され	「利用及び提供の制限」に関する規定として、個人情報保護法の第69条第2項で規定されています。

NO.	Q	A
	ていますか。	
17	「法令による定めがある場合」として、測量成果等の提供が可能と判断されるのは、どのようなケースですか。	測量法に基づく公共測量における測量成果及び測量記録は、測量法第 42 条（測量成果の写しの保管及び閲覧）により一般への閲覧及び謄本交付が規定されています。
18	個人情報保護法の第 69 条第 2 項第 2 号、第 3 号にいう相当の理由には、どのような例がありますか。	<p>「事務対応ガイド」では以下のように考え方が示されています。</p> <p>「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。」</p>
19	個人情報保護法の第 69 条第 2 項第 4 号にいう特別の理由には、どのような例がありますか。	<p>「事務対応ガイド」では以下のように考え方が示されています。）</p> <p>「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関等において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供（※）することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要である。」</p>
20	「法令による例外規定に該当する場合」として、測量成果等の提供が可能と判断されるのは、どのようなケースですか。	例えば、国土地理院が基本測量の測量成果等や公共測量の測量成果等の写しを一般の閲覧に供することは、法令に基づく行為（測量法第 27 条第 3 項及び第 42 条第 1 項）であるため、測量成果等が提供可能と判断されると考えられます。
21	窓口に来た一般市民に対応する場合、紙媒体に印刷された資料を見せながら説明を行う場合でも保有個人情報の第三者提供になるのでしょうか。	保有個人情報を提供するという行為は書面等の提供に限定されるものではなく、保有個人情報を見せるだけの場合、口頭での説明の場合にも保有個人情報の提供に該当します。
3.3. プライバシー保護に関する考え方		

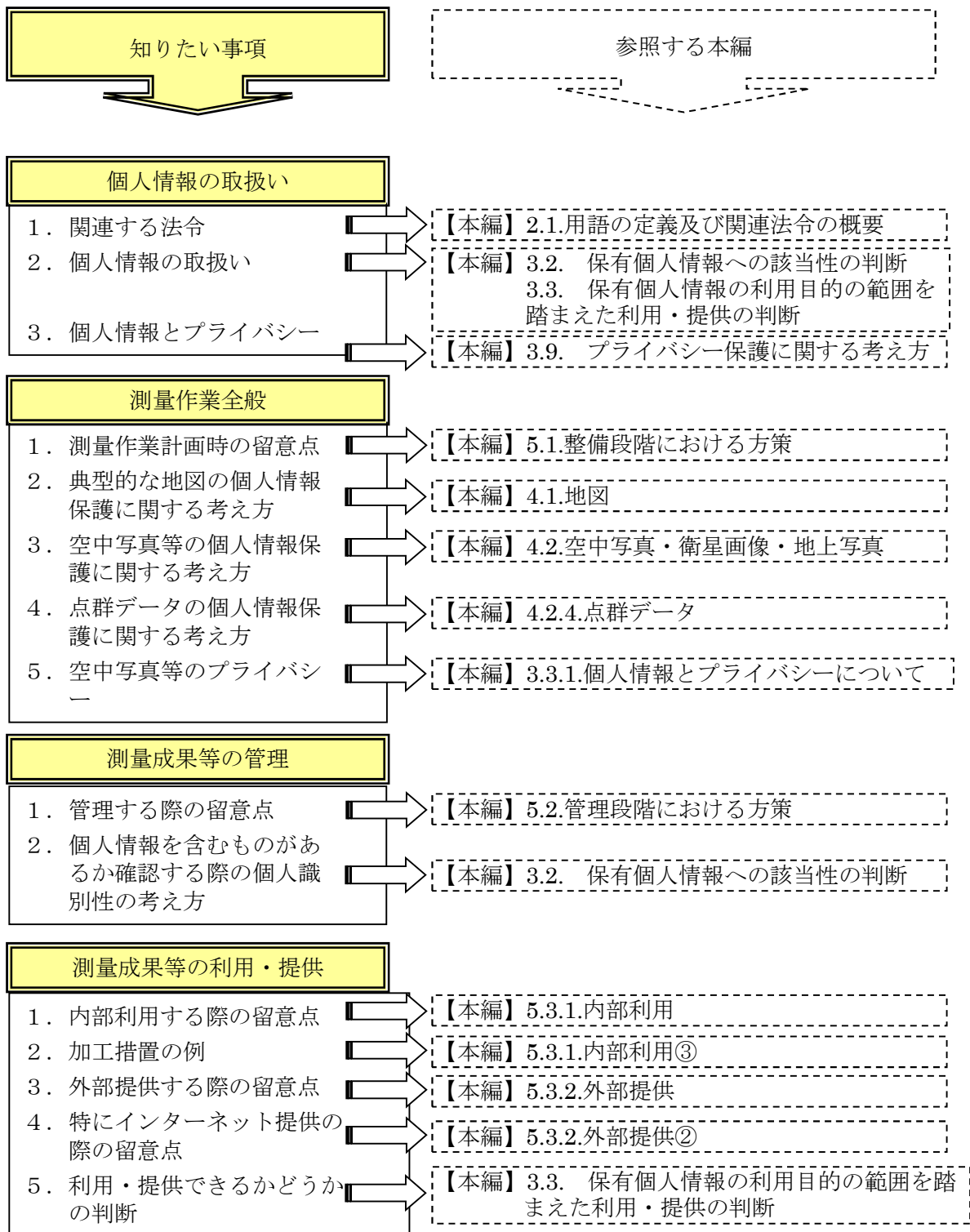
NO.	Q	A
22	プライバシーとはどのようなものですか。	<p>プライバシーについて、明確に定義した法律はありませんが、過去の裁判例では次の通り考えられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私生活上の事実又は事実らしく受け取られるおそれのある事柄であること、 ・一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事柄であること、 ・一般の人々にいまだ知られていない事柄であること、その公表によって被害者が不快・不安の念を覚えるものであること <p>また、個人に関する情報を他人にみだりに開示又は公表されない自由に注目した判断がなされた判例があります。</p> <p>(最高裁判所第一小法廷平成 20 年 3 月 6 日判決「損害賠償請求事件（住基ネット合憲判決 平成 19（オ）403 号）」)</p> <p>上記の例のように個人情報に当たらなくても、個人の権利利益の侵害に当たる可能性があります。</p>
23	個人情報保護法上の「個人情報」とプライバシーとはどう違うのですか。	<p>個人情報保護法上の「個人情報」とは、生きている個人に関する情報で、特定の個人であると分かるもの及び他の情報と紐づけることにより容易に特定の個人であると分かるものをいい（法第 2 条第 1 項）、個人情報保護法によって保護の対象となります。個人情報保護法上、プライバシーの保護や取扱いに関する規定はありませんが、個人情報保護法は、「個人情報」の適正な取扱いにより、プライバシーを含む個人の権利利益の保護を図るものです。一方、プライバシーは「個人情報」の取扱いとの関連に留まらず、幅広い内容を含むと考えられます。そのようなプライバシーの侵害が発生した場合には、民法上の不法行為等として侵害に対する救済が図られることとなります。</p>
4.1. 地図		
24	独自に作成した地図をインターネットで公開予定です。個人情報の観点で注意することはありますか。	<p>個人名が記載されている場合や、地番が記載されていて、容易に照合することによって土地の所有者等が判明する情報を含む場合は、その地図については、個人情報に該当することになります。そのため、公開しない、又は個人名や地番が記載されている箇所を加工処理してから公開する必要があります。ただし、当該行政機関等で引き続き個人名等を記載した地図を保有している場合等は、その地図と容易に照合することで処理後の地図からも特定の個人が識別できることから、処理後の地図についても当該行政機関等においては引き続き保有個人情報として取り扱う必要がありますので、注意が必要です。</p> <p>なお、一般にインターネットを通じて公開する場合、不特定多数の者が閲覧できるという特性に十分に留意した対応が必要と考えられます。地図、空中写真等の場合は、個人情報該当性の他にもプライバシーの観点に配慮して公開することが必要です。</p>
25	加工処理とはどのようなこと	地図の場合は、塗りつぶし（マスキング）、表示レイヤ設定、個

NO.	Q	A
	をしますか。	人情報レイヤの削除、個人情報の属性を持つポリゴン構造の破棄などがあります。
26	都市計画図又は都市計画基本図を利用・提供する際に、個人情報保護の観点で注意することはありますか。	本編 4.1.1.を御確認ください。
27	ハザードマップを利用・提供する際に、個人情報保護の観点で注意することはありますか。	本編 4.1.2.を御確認ください。
28	森林計画図・森林簿を利用・提供する際に、個人情報保護の観点で注意することはありますか。	本編 4.1.3.を御確認ください。
29	地番現況図を利用・提供する際に、個人情報保護の観点で注意することはありますか。	本編 4.1.4.を御確認ください。
30	公共下水道施設平面図を利用・提供する際に、個人情報保護の観点で注意することはありますか。	本編 4.1.5.を御確認ください。
4.2. 空中写真・衛星画像・地上写真		
31	空中写真をインターネットで公開する予定です。個人情報保護の観点で注意することはありますか。	本編 4.2.1.を御確認ください。
32	空中写真でのプライバシー配慮としてはどのようなことが考えられますか。	本編 4.2.1.を御確認ください。
33	空中写真を、インターネット等を通じて一般に提供する場合、プライバシーの観点から適切な地上解像度はどの程度ですか。	現在の社会環境では、地上解像度 40 cm 程度が適切と考えられます。 詳細は本編 4.2.1.を御確認ください。
34	地上写真を利用・提供する際に、個人情報保護の観点で注意することはありますか。	本編 4.2.3.を御確認ください。
35	地上写真を、インターネット等を通じて一般に提供する場合、プライバシーの観点で注意することはありますか。	地上写真は、被写体の大きさや鮮明度、撮影状況によって、プライバシー保護の観点から問題の生じる可能性があります。利用・提供する場合は、その目的と効果を明確にし、広く一般に周知した上で、懸念される被写体の塗り潰しやぼかし等の編集・加

NO.	Q	A
		<p>工する必要があります。</p> <p>詳細は本編 4.2.3.を御確認ください。</p>
5.1. 整備段階における方策		
36	<p>測量成果等を作成する際に、個人情報保護の観点で注意しておくことはありますか。</p>	<p>測量成果等の作成に利用する個別の資料に記載されている内容では問題がない場合でも、測量成果等を利用する主体が保有する複数の資料を照合することで特定の個人を容易に識別できてしまうことがあります。よって、それぞれの個別資料の記載内容について注意を払うことが必要となります。</p>
5.2. 管理段階における方策		
37	<p>測量成果等を日常、管理する際に、個人情報保護の観点で注意することはありますか。</p>	<p>測量成果等へのアクセス権を持たない担当者が許可なく勝手に測量成果等にアクセスすることがないように、あらかじめアクセス制御を行う等の安全管理措置を講じる必要があります。</p>
5.3. 利用・提供段階における方策		
38	<p>測量成果等を提供する際に、個人情報保護の観点で注意しておくことはありますか。</p>	<p>例えば、通行人の写り込み等が生じうる MMS による三次元点群測量時に取得する写真や、これらの写真と容易に照合することができる点群データは、個人情報を含む測量成果等として取り扱う必要があります。そのため、点群データをオープンデータとして公開する場合は、当該データをオープンデータとして公開することをあらかじめ利用目的として特定しておく必要があるとともに、その利用目的の特定に当たっては、特定の個人が識別される可能性のあるカメラ画像を同時に提供しない等、適切な安全管理措置を講じる必要があります。</p> <p>その他、地番についても他の情報と組み合わせることで個人が識別できる可能性がありますので、その公開に当たっては、あらかじめ利用目的として特定しておく必要があるとともに、個人の権利利益を侵害しないよう注意する必要があります。</p>
39	<p>アクセスログを取ると、どんな効果が期待できますか。</p>	<p>個人情報を含む測量成果等について、いつ、誰が操作したのか管理することができ、不正アクセス等の回避につながります。また、情報システムのセキュリティの面からも信頼性の向上につながるものが期待されます。</p>
6. その他		
40	<p>ガイドラインは毎年見直すのでしょうか</p>	<p>個人情報保護の考え方は、社会情勢の変化、技術の進歩等に応じて変わり得るものです。本ガイドラインは、測量成果等を取り巻く状況等諸環境の変化に対応して、必要に応じ見直しを行います。</p>
41	<p>政府が保有する測量成果等のうち、インターネットで公開されている情報には、どのようなものがありますか。</p>	<p>代表的なものに、</p> <p>「基盤地図情報」 (https://www.gsi.go.jp/kiban/)</p> <p>「地理院地図」 (https://maps.gsi.go.jp/)</p> <p>「地図・空中写真閲覧サービス」 (https://mapps.gsi.go.jp/)</p> <p>があります。</p>

■ガイドライン逆引き

ガイドラインの逆引きでは、知りたい事項に対し参照する本編を紹介する。



■参考図集

<参考図1：点の記>

本編「3.2.3. 測量成果等における個人識別の可能性」

個人を識別できる情報を含む測量成果等の事例

四等三角点の記

			基準点コード*	TR45941118402	
ふりがな 点名	ほうき	1/20万図名	1/5万図名	三角測量原簿(部号)	
	宝木	盛岡	花巻	〇〇県第〇〇部	
冠字選点番号	K冠 第2号	設置区分	地下(保護石0個) 上面舗装		
標識番号	金属標 第110912号	柱石長	0.64m(極小標識)		
所在地	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇〇〇1番				
				地目	宅地
所有者	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇〇〇36番地				
	〇〇 〇〇				
選点	平成〇〇年 5月21日	選点者	〇〇 〇〇		
設置	所有者の住所・氏名		〇〇 〇〇		
視測	平成〇〇年 5月25日	視測者	〇〇 〇〇		
自動車到達地点	本点(〇〇より、〇〇方〇kmにて到達)				
歩道状況	_____				
徒歩時間(距離)	_____				
三角点周囲の状況	水路、水田				
履歴(1)	_____				
履歴(2)	_____				
備考	平成〇〇年 5月23日 新設			アンテナ高	
	GPS測量 ICタグあり			<input checked="" type="checkbox"/> 本点	m 1.655
			<input type="checkbox"/> 偏心点		

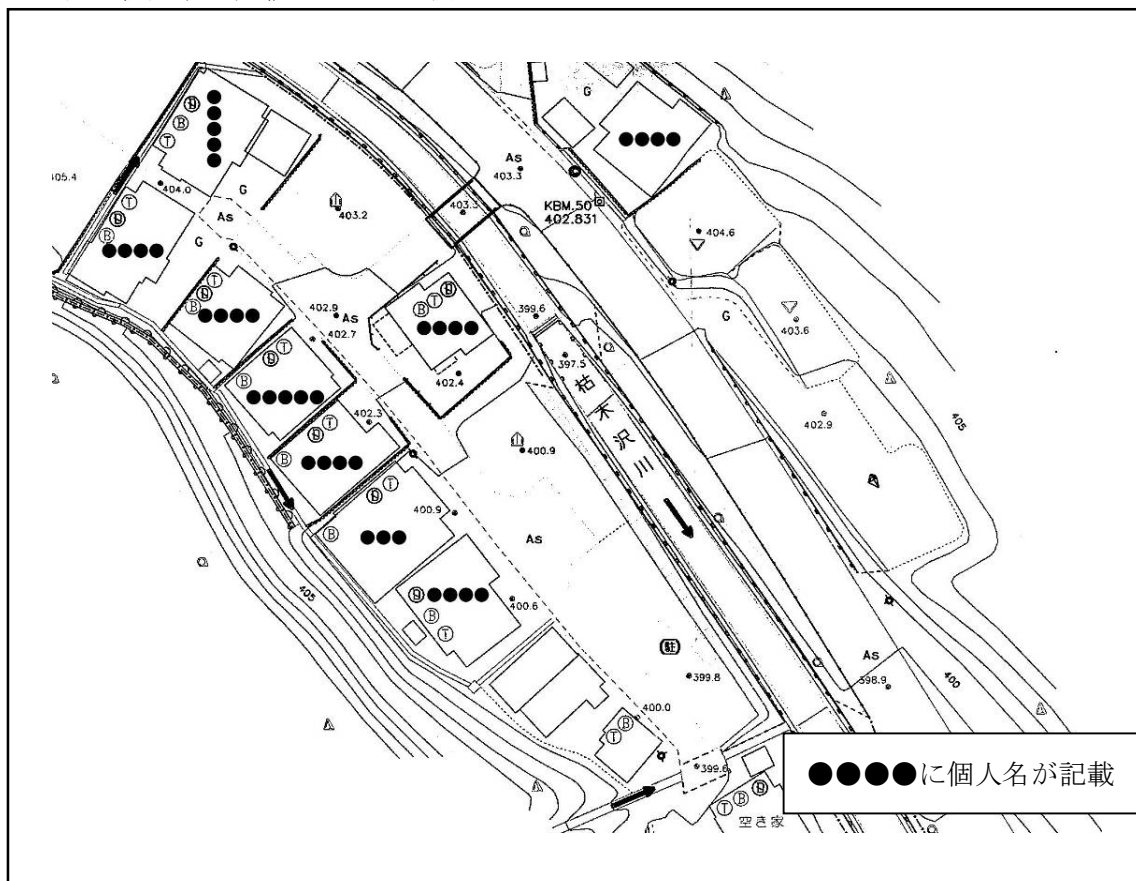
要図 1/5万

平成〇〇年〇〇月〇〇日 調製 国土地理院

<参考図 2：公共下水道施設平面図>

本編「3.1.3. 測量成果等における個人識別の可能性」

地図に個人名が記載されている例



<参考図3：ハッチバック車両のナンバープレートの写り方>

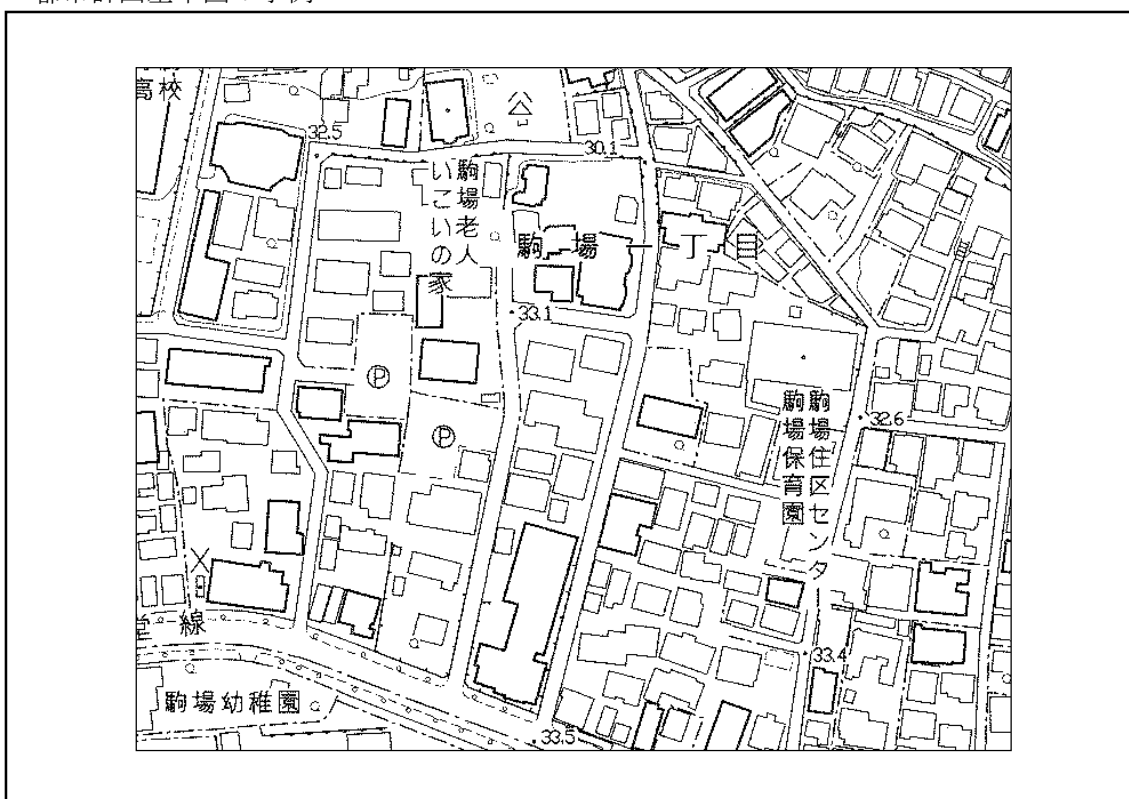
本編「3.3.3. 測量成果等を公開・閲覧に供する際のプライバシー保護の留意点」
空中写真におけるプライバシー



(左：地上画素寸法 5 cm、右：地上画素寸法 20 cm
図内スケール：pixel 単位、長さは 2 m 相当)

<参考図4：都市計画基本図（縮小図）>

本編「4. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方」
都市計画基本図の事例



(出所 測量成果等の円滑な提供・流通に関する調査検討業務報告書、図は縮小)

<参考図5：空中写真>

本編「4. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方」

地上画素寸法 5 cm のデジタル空中写真の事例



(図内スケール：40 pixel = 2 m)

<参考図 6 : 空中写真>

本編「4. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方」

地上画素寸法 5 cm のデジタル空中写真の事例



参考図 5 の赤枠部分を縮尺 1/150 相当まで拡大したもの

<参考図 7 : 空中写真>

本編「4. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方」

人物の写り方の事例（地上画素寸法 5 cm と 20 cm）

